

# **第2次美里町総合計画・美里町総合戦略**

## **【第3期基本計画】**

### **(案)**

**宮城県美里町**

# 【 目 次 】

## はじめに

1 計画策定に当たって .....	1
2 基本理念 .....	2
3 目標年度と計画期間 .....	3
4 計画の推進 .....	3
5 町のすがた .....	4
6 前計画の取組 .....	5
7 主要課題 .....	12

## 基本構想

1 将来目標 .....	15
(1) 将来像 .....	15
(2) 目標人口 .....	15
2 将来目標の実現に向けた基本的方向 .....	15
(1) 主要課題の解決に向けた基本的方向 .....	15
(2) 各分野における取組の基本的方向 .....	16
3 土地利用構想 .....	18

## 基本計画

1 第3期計画のスローガン	21
2 指標の意義と「ミサトミライ指標」	21
3 第3期計画の施策展開	22
4 心わきたつ未来目標	24
5 計画体系図	25
第1章 心わきたつまちづくり	26
政策1 心わきたつまちづくりの推進	26
施策1 移住・定住を促進するための対策	26
施策2 地域公共交通を充実するための対策	28
施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進	30
施策4 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策	31
施策5 関係人口の拡大と住民交流を促進するための対策	33
施策6 非核・平和社会の理念の継承	35
第2章 心わきたつ学びと人づくり	36
政策2 教育の振興	36
施策7 学校教育の充実	36
施策8 学びのセーフティネットの構築	39
施策9 教育を振興するための基盤整備	41
施策10 生涯学習の充実	43
第3章 心わきたつ子育てと健康長寿	46
政策3 子育て支援の充実	46
施策11 多様な子育て家庭を応援する環境づくりの推進	46
施策12 子育てのよろこびを広げる安心サポートの充実	48

施策13 児童虐待を防止するための対策 .....	50
政策4 保健・医療の充実.....	52
施策14 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進 .....	52
施策15 健やかな母子保健活動の推進.....	54
施策16 救急・広域・地域医療体制の整備.....	55
施策17 医療サービスの提供と公立病院経営の両立 .....	57
政策5 福祉の充実.....	59
施策18 高齢者が安心して暮らすための対策 .....	59
施策19 地域で支え合う社会の充実 .....	62
施策20 障害のある方が安心して暮らせる地域づくりの推進 .....	63
第4章 心わきたつ産業と挑戦のチカラ .....	66
政策6 農業の振興.....	66
施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開.....	66
施策22 農地流動化の促進.....	70
施策23 農村機能及び生産基盤の維持 .....	72
施策24 畜産経営の安定化.....	74
政策7 商工業・観光物産等の振興.....	76
施策25 商工業を振興するための対策 .....	76
施策26 物産・観光を振興するための対策 .....	79
第5章 心わきたつ生活環境 .....	82
政策8 生活安全の確保.....	82
施策27 安全、安心な防災・消防体制を確立するための対策 .....	82
施策28 安全・安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策 .....	84
政策9 生活環境の保全.....	86

施策29 安全・安心な生活環境基盤の整備 .....	86
施策30 生活環境や自然環境を保全するための対策 .....	88
施策31 水道水を安定して供給するための対策 .....	89
施策32 下水道を普及推進するための対策 .....	90
第6章 心わきたつ未来を支える .....	92
政策10 持続可能な行財政運営 .....	92
施策33 行政運営の効率化とDXの推進 .....	92
施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策 .....	94
施策35 財政を健全化するための対策 .....	96

# はじめに

## Ⅰ 計画策定に当たって

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、美里町の将来像とその実現に向けた取組を示す行政運営の最上位計画であり、“まちづくり”を総合的かつ計画的に取り組むための基本指針となるものです。

町が持続的に発展を遂げていくため、直面する課題に対し、住民をはじめとする多様な主体と協働し“まちづくり”を進めます。

### (2) 計画策定の経緯

平成18年1月の旧小牛田町と旧南郷町の合併時に、合併後の10年間を計画期間とする「美里町まちづくり計画 一美里町建設計画一」（以下「建設計画」という。）を策定し、これを合併後の新町における町政運営の基本指針に位置づけました。

その後、平成19年3月に、建設計画を承継する第1次となる「美里町総合計画」を策定し、平成19年度から平成27年度までのまちづくりの基本指針としました。計画期間の中間年度に当たる平成23年度には、東日本大震災の発生による情勢の変化に対応するため見直しを行い、平成28年3月をもって美里町総合計画の計画期間が終了しています。

その後の総合計画策定に当たっては、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法<sup>1</sup>」が施行され、市町村においては、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めるものとされました。このことを踏まえ、平成28年3月に第2次となる「美里町総合計画・美里町総合戦略」を策定しました。第2次美里町総合計画・美里町総合戦略では、計画期間を平成28年度から令和22年度までの25年間とし、5年ごとの見直しを行うこととしました。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響やSDGs等の社会情勢を踏まえた「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」第2期基本計画を策定しています。

第2期基本計画の最終年度である令和7年度に当たり、第1期と第2期のこれまでの取組を踏まえ、基本理念や基本構想を継承しつつ、新たに「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略 第3期基本計画（以下「第3期計画」という。）」を策定するものです。

---

<sup>1</sup> まち・ひと・しごと創生法（抄）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (3) 計画の構成

#### ア 美里町総合計画 美里町における「まちづくりの基本指針」

「美里町総合計画」は、まちづくりの基本指針であり、将来像を描く基本構想（政策）、その実現に向けた取組の柱を示す基本計画（施策）、そして、施策を実際の行動に結びつける実施計画（事務事業）の三層で構成されます。これにより、町の将来ビジョンから日々の具体的な取組までを一貫して示し、計画的かつ着実にまちづくりを進めていきます。

（ア） 基本構想…基本理念に基づき、町の将来像を示すものであり、令和22年度（2040年度）を見通した主要課題への対応やその方向性を定める政策の位置づけとなるものです。

（イ） 基本計画…基本構想を踏まえて策定する基本的な計画であり、分野、政策、施策の体系で構成し、各施策における具体的な取組の方向性を示すもので、政策を具体化した施策の段階にあたるものです。

（ウ） 実施計画…基本計画を更に具体化するものであり、施策を実現するための手段となる事務事業について、今後の活動計画を定めるものです。

#### イ 美里町総合戦略 美里町における「地方版総合戦略」

「美里町総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項<sup>2</sup>に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」である「地方版総合戦略」に当たり、「美里町総合計画」と一体的に策定します。

## 2 基本理念

人の和を大切に、住民と行政がともに力を出し、魅力ある地域づくりに努め、一人一人が輝き、「幸せ」と「豊かさ」を実感できるまちづくりを推進します。

---

<sup>2</sup> まち・ひと・しごと創生法（抄）

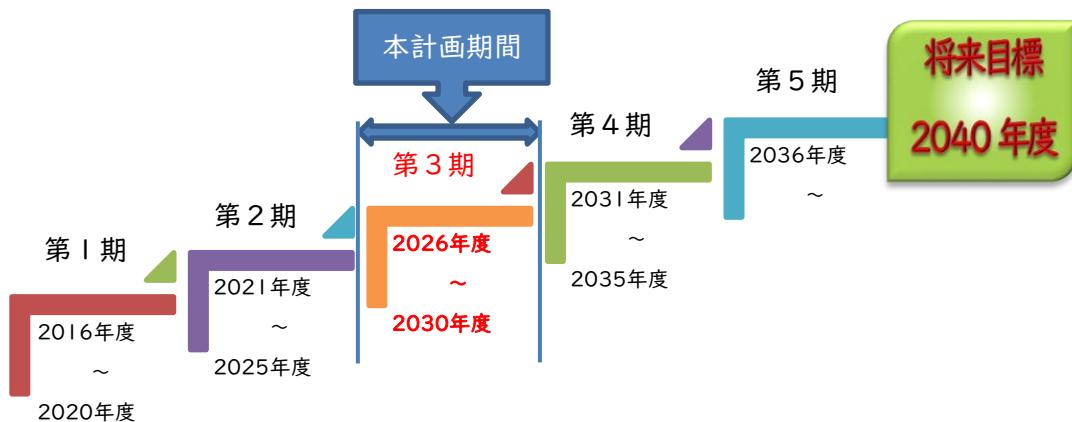
（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

### 3 目標年度と計画期間

将来にわたって「活力ある美里町」を維持していくためには、長期的な視点と観測が不可欠であることから、計画の目標を遠い将来に設定する必要があります。

目標年度を令和22年度（2040年度）に設定し、目標年度までの計画期間を5つの期間に分け、その期間ごとに、実績、次期の課題及び到達点を見極め、将来目標に近づけていきます。本計画は、将来目標を実現するための3期目となる令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の計画を策定するものです。



#### ア 基本構想（第2次）

計画期間:平成28年度（2016年度）から令和22年度（2040年度）まで

#### イ 基本計画（第3期）

計画期間:令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで

#### ウ 総合戦略（第3期）

計画期間:令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで

### 4 計画の推進

本計画の推進においては、「住民と行政の協働」の下に、政策実現に向けて組織内を横断する「連携の強化」を図りながら、「民間活力」を積極的に活用することで、限られた行政資源の中にあっても効率的かつ効果的な取組を進めます。

## 5 町のすがた

本町は、平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併し、誕生した町です。

宮城県の北部に広がる大崎平野の南端に位置し、平たんな土地が74.99km<sup>2</sup>にわたって広がっています。山がない地形に加え、鳴瀬川と江合川の河川にも恵まれ、古くから稻作が盛んに行われてきました。また、東北本線、陸羽東線及び石巻線が交わるJR小牛田駅は、鉄道交通の要衝として、多くの通勤・通学する人に利用されています。

本町の人口は、昭和60年(1985年)から減少傾向で推移しています。令和2年(2020年)に実施した国勢調査では23,994人となり、平成27年(2015年)に実施した前回の国勢調査と比較すると858人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が令和5年に算出した本町の令和22年(2040年)の推計人口は18,554人となり、今後も、人口減少が続くことが見込まれます。

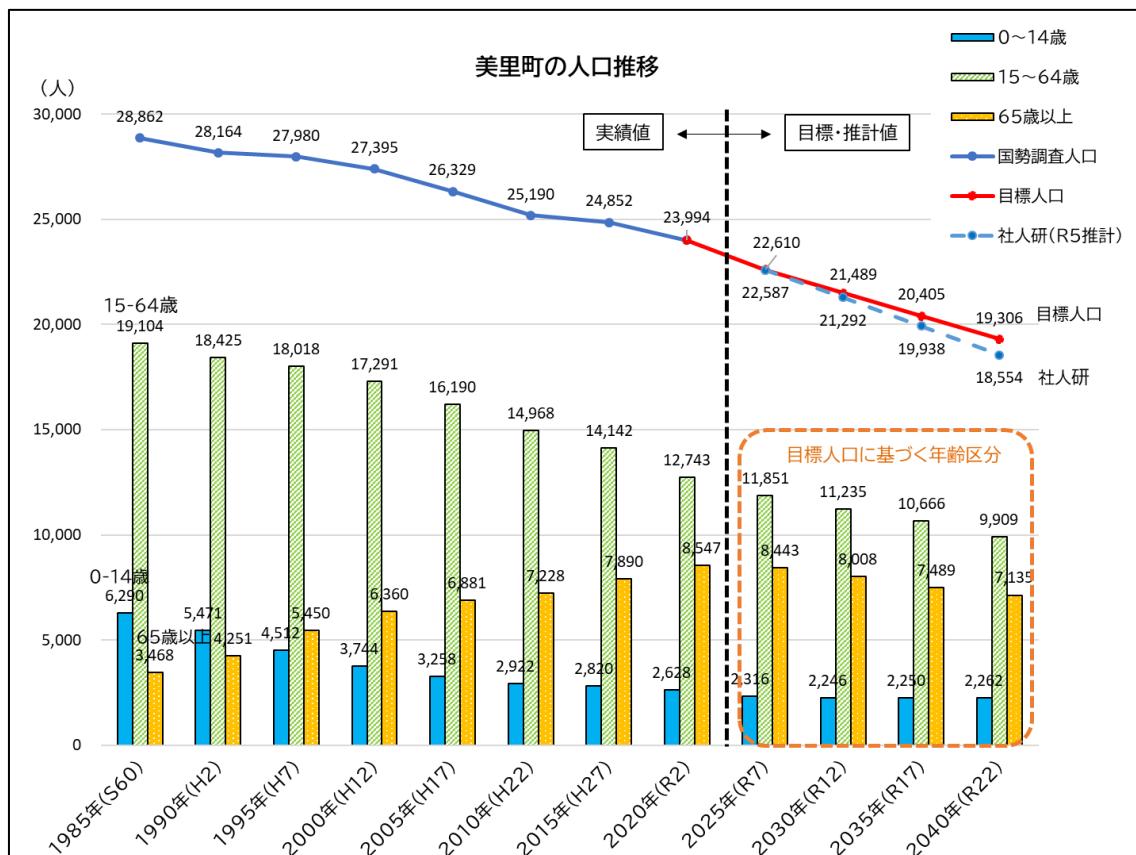


図 I 美里町の人口推移<sup>3</sup>

<sup>3</sup> 2020年までは国勢調査による実績値(年齢区分不明者 1990年17人、2010年72人、2020年76人)、2025年からは町目標人口及び社人研による推計値

## 6 前計画の取組

### (1) 目標人口達成に向けた取組概要

#### ア 目標人口と各推計人口の比較

令和7年(2025年)における町の目標人口、社人研及び宮城県の推計人口を比較した場合、町の目標人口22,610人に対し、社人研の推計人口は22,587人、宮城県の推計人口は22,373人(令和7年10月時点)となり、総数では同水準にありますが、年齢階層別で比較した場合にはかい離が生じている状況にあります。

主に若年世代のかい離が大きい傾向にあり、目標人口達成には若年世代の獲得に向けた施策展開の重要性が示唆されます。

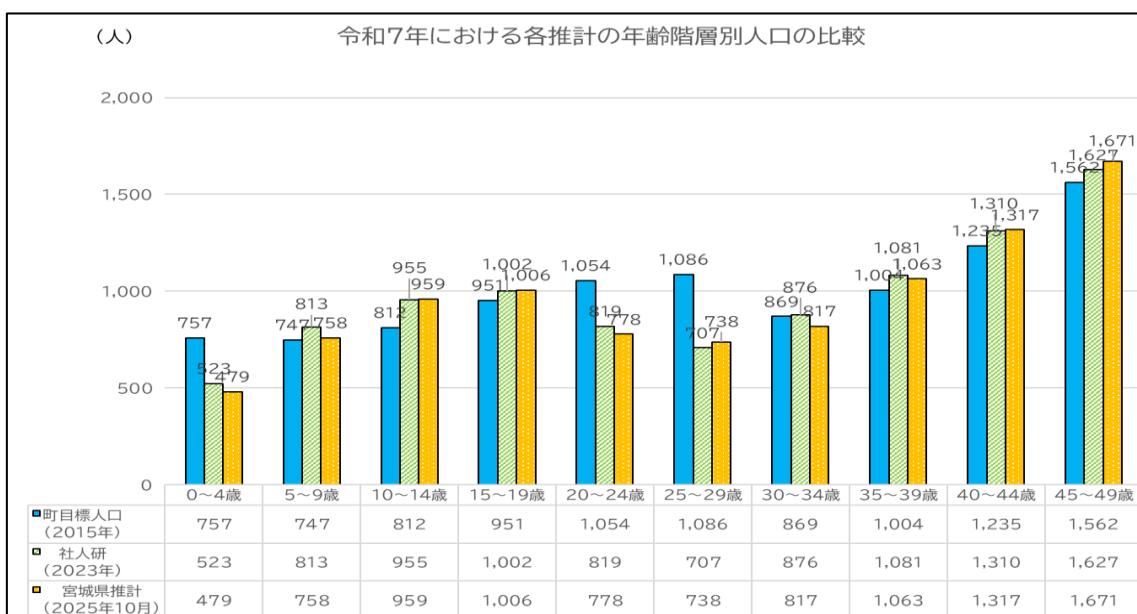


図 2 令和7年における各推計の年齢階層別人口の比較(0歳から49歳)

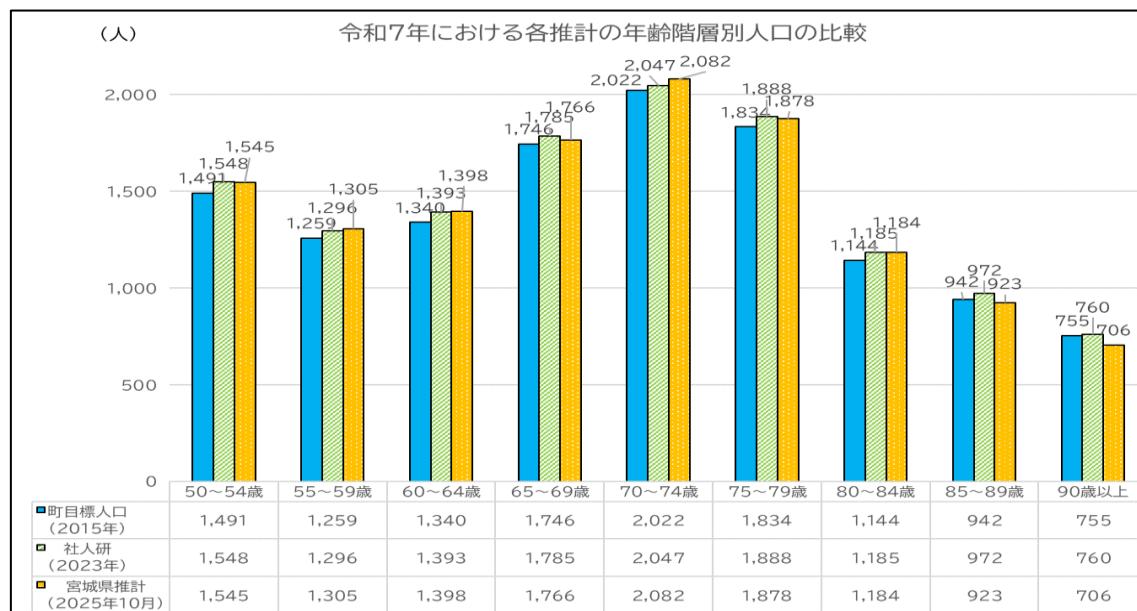


図 3 令和7年における各推計の年齢階層別人口の比較(50歳以上)

#### イ 自然的要因に対する取組

令和22年度(2040年度)までに合計特殊出生率を1.8とすることを目標に、これまで、妊娠・出産に対する支援や子育て環境の充実に取り組んできましたが、出生数は減少傾向にあります。また、町の合計特殊出生率<sup>4</sup>は全国平均を下回っており、引き続き、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図る必要があります。

一方、令和3年度(2021年度)以降、死亡数が増加傾向にあることから、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防など、住民の健康づくりを支援する取組も行っていく必要があります。

#### ウ 社会的要因に対する取組

転入者数が転出者数を上回ることを目標に、定住促進補助金の交付や移住体験事業等に取り組んできましたが、令和3年度(2021年度)以降、転出者が転入者を上回る転出超過が続いていることから、移住・定住対策の更なる充実を図っていく必要があります。

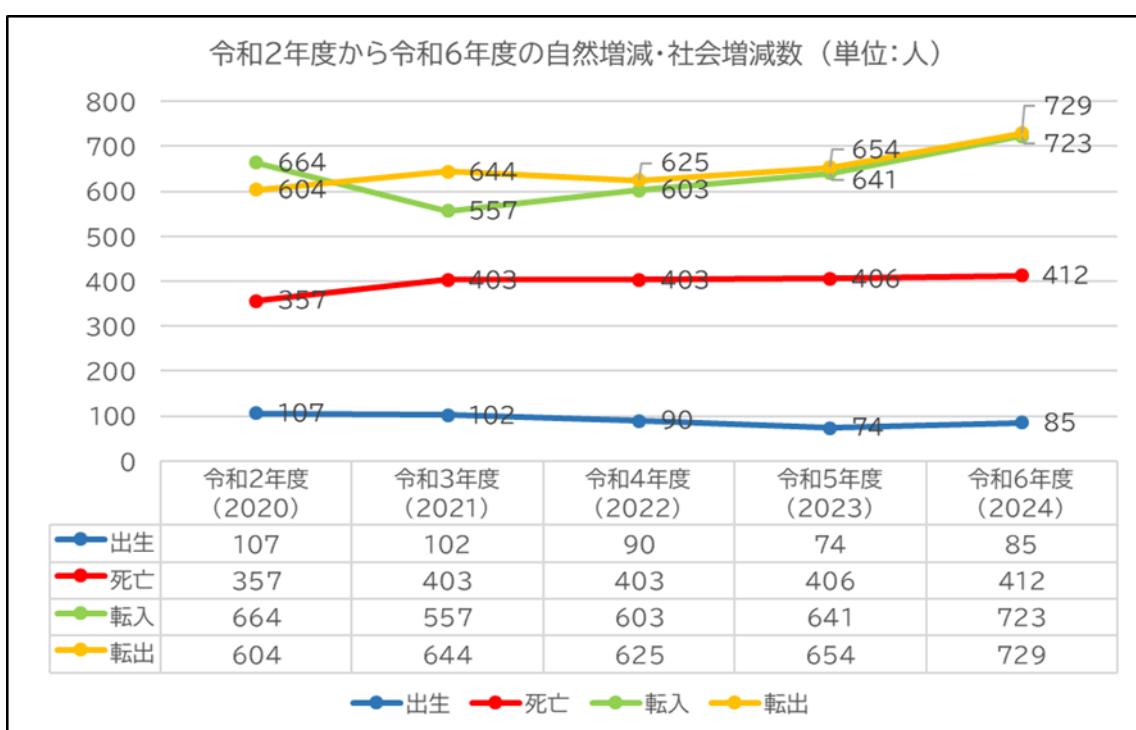


図 4 令和2年度から令和6年度の自然増減・社会増減数

<sup>4</sup> 厚生労働省が公表する「人口動態保健所・市区町村別統計(平成30年から令和4年)」では、合計特殊出生率の全国平均は1.33となっており、美里町は1.11となっている。

## (2) 主要課題の解決に向けた取組概要

現計画期間である令和3年度から令和7年度までの5年間においては、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」「健やかで安心なまちづくり」「力強い産業がいきづくまちづくり」「くらしやすさを実感できるまちづくり」「自立をめざすまちづくり」の5つの分野について、4つの主要課題である「教育環境の充実と人材の育成」「地域産業の発展と雇用の確保」「人口減少の抑制と高齢社会への対応」「子育て環境の整備」の課題解決に向けて取り組みました。

### ア 教育環境の充実と人材の育成

令和7年4月に町内の3つの中学校を統合した美里中学校が開校し、教育環境の充実が図られました。また、外国語教育やESD（環境）教育等の多様な学習機会の充実を図るとともに、GIGAスクール構想に基づき整備したICT端末の活用を促進し、児童生徒の学習環境の整備を行いました。今後は、充実した教育環境をいかし、児童生徒の人材育成の強化を図るとともに、少子化を見据えた教育環境のあり方の検討が必要となります。

### イ 地域産業の発展と雇用の確保

農業の担い手の確保と経営基盤強化の支援、中小企業の事業拡大・事業継続に係る支援、起業・創業に係る支援、地域の農産物等を活用した商品開発と販路開拓の支援等に取り組んできました。また、大規模農業施設の誘致や既存農業施設の再生支援に取り組み雇用創出を図りました。しかし、農業及び中小企業等を取り巻く環境は、資材・エネルギー価格の高騰や人手不足、更には人口減少に伴う需要縮小などにより、厳しさを増しており、地域産業の発展を一層促進する取組が必要です。

### ウ 人口減少の抑制と高齢社会への対応

人口減少の抑制対策として、住宅取得や空き家の活用を希望する住民の支援、子育て・教育環境の充実、企業誘致による雇用創出、地域おこし協力隊の設置による美里町のPR活動等に取り組んできました。また、2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることから、高齢世代の介護予防に努めるとともに、広域的医療体制の確保や生活環境の充実に取り組んできました。今後は、定住促進の取組の強化を図るとともに、高齢世代に対する取組を継続し、人口減少の抑制に努める必要があります。

### エ 子育て環境の整備

ライフスタイルの変化に伴う子育て支援へのニーズに対応するため、保育施設や放課後児童クラブの整備に取り組み、待機児童数ゼロを達成しました。また、妊娠期からの切れ目のない保健活動や子育て相談体制の充実に取り組みました。今後も、子育て支援へのニーズの多様化が見込まれることから、幼保連携や民営化を視野に入れた取組の検討を行い、効率的、効果的な子育て環境の充実を図る必要があります。

### (3) 施策の指標達成状況

#### ア 令和6年度末における施策の指標達成状況

令和6年度末における施策の指標達成状況は、下表のとおりとなっています。

全体では、34施策52指標のうち23指標で達成となっており、達成率は44.2パーセントとなっています。分野別には、第1章「生涯を通して学び楽しむまちづくり」の5施策5指標については、4指標が達成し、1指標が未達成となっています。

第2章「健やかで安心なまちづくり」の10施策14指標については、4指標が達成し、10指標が未達成となっています。

第3章「力強い産業がいきづくまちづくり」の5施策9指標については、7指標が達成し、2指標が未達成となっています。

第4章「くらしやすさを実感できるまちづくり」の12施策20指標については、7指標が達成し、13指標が未達成となっています。

第5章「自立をめざすまちづくり」の2施策4指標については、1指標が達成し、3指標が未達成となっています。

表 1 令和6年度末における指標達成状況

章	施策数	令和6年度の指標の達成率							指標の達成率の推移			
		指標数	除外指標	達成指標数	達成率	重点施策指標数	重点施策達成指標数	重点施策達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1章 生涯を通して 学び楽しむま ちづくり	5	5	0	4	80.0	2	2	100.0	-	80.0	40.0	80.0
第2章 健やかで安心 なまちづくり	10	14	0	4	28.6	7	3	42.9	35.7	42.9	35.7	28.6
第3章 力強い産業が いきづくまち づくり	5	9	0	7	77.8	5	3	60.0	88.9	100.0	100.0	77.8
第4章 くらしやすさ を実感できる まちづくり	12	20	0	7	35.0	2	1	50.0	30.0	35.0	35.0	35.0
第5章 自立をめざす まちづくり	2	4	0	1	25.0	-	-	-	66.7	25.0	33.3	25.0
計	34	52	0	23	44.2	16	9	56.3	45.7	51.9	47.1	44.2

## イ 令和7年度末における施策の指標達成の見込み

令和7年度末における施策の指標達成状況の見込みは、下表のとおりとなっています。

全体では、34施策52指標のうち26指標で達成見込みとなっており、達成率は51.0パーセントとなっています。分野別には、第1章「生涯を通して学び楽しむまちづくり」の5施策5指標については、5指標すべてが達成となる見込みです。

第2章「健やかで安心なまちづくり」の10施策14指標については、4指標が達成し、10指標が未達成となる見込みです。

第3章「力強い産業がいきづくまちづくり」の5施策9指標については、7指標が達成し、2指標が未達成となる見込みです。

第4章「暮らしやすさを実感できるまちづくり」の12施策20指標については、9指標が達成し、11指標が未達成となる見込みです。

第5章「自立をめざすまちづくり」の2施策3指標については、1指標が達成し、2指標が未達成となる見込みです。

表 2 令和7年度末における指標達成状況（見込み）

章	施策数	令和7年度の指標の達成見込み							指標の達成率の推移				
		指標数	除外指標	達成指標数	達成率	重点施策指標数	重点施策達成指標数	重点施策達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込み
第1章 生涯を通して 学び楽しむま ちづくり	5	5	0	5	100.0	2	2	100.0	-	80.0	40.0	80.0	100.0
第2章 健やかで安心 なまちづくり	10	14	0	4	28.6	7	3	42.9	35.7	42.9	35.7	28.6	28.57
第3章 力強い産業が いきづくまち づくり	5	9	0	7	77.8	5	3	60.0	88.9	100.0	100.0	77.8	77.78
第4章 暮らしやすさ を実感できる まちづくり	12	20	0	9	45.0	2	1	50.0	30.0	35.0	35.0	35.0	45.0
第5章 自立をめざす まちづくり	2	4	1	1	33.3	-	-	-	66.7	25.0	33.3	25.0	33.3
計	34	52	1	26	51.0	16	9	56.3	45.7	51.9	47.1	44.2	51.0

#### (4) 住民意向調査の傾向

令和7年1月29日から令和7年2月17日の期間で、住民4,000人を対象に住民意向調査を実施し、これまでの取組の満足度や今後の取組の重要度等について調査を実施しました。

##### ア 満足度調査の傾向について

満足度調査については、現行の12政策を16項目の取組に整理し、その満足度を100点満点で採点する方式で実施しました。平均点は66.5点となり、各項目とも60点から70点台の水準でした。

「第4保健・医療」「第2教育環境」「第8子ども・子育て」が上位となり、健康増進や医療提供体制の充実、新中学校建設による教育環境の整備、待機児童解消等の具体的な取組が高評価につながっています。一方で、「第14移住・定住」「第12生活環境基盤」「第16行財政運営」が下位となり、人口減少、生活基盤施設の老朽化、厳しさを増す行財政運営に対する住民の懸念が、厳しい評価につながっています。

表3 満足度調査全体順位

順位	項目	回答総数	総得点	平均点
一	全体	19,967	1,328,096	66.5
1	第4 保健・医療	1,273	89,633	70.4
2	第2 教育環境	1,255	88,318	70.4
3	第8 子ども・子育て	1,229	86,052	70.0
4	第5 高齢者福祉	1,266	86,233	68.1
5	第9 農業振興	1,226	83,204	67.9
6	第11 防災・交通安全・防犯	1,255	85,143	67.8
7	第1 学校教育	1,238	82,355	66.5
8	第15 住民活動	1,238	81,934	66.2
9	第10 商工・観光振興	1,238	81,462	65.8
10	第13 生活環境・自然環境	1,261	82,710	65.6
11	第7 障害福祉	1,241	81,223	65.5
12	第6 地域福祉	1,261	82,186	65.2
13	第3 生涯学習	1,261	82,139	65.1
14	第16 行財政運営	1,225	79,010	64.5
15	第12 生活環境基盤	1,260	80,790	64.1
16	第14 移住・定住	1,240	75,704	61.1

## イ 重要度調査の傾向について

重要度調査については、16項目の取組の重要度について、特に重要と思われる取組を1番目から3番目まで選択する方式で実施しました。重要度の点数化は、1番目を選択した場合3点、2番目を選択した場合2点、3番目を選択した場合1点とし、その合計点で重要度の順位づけを行いました。

重要度では、「第5高齢者福祉」「第4保健・医療」「第8子ども・子育て」が高得点となりました。「第5高齢者福祉」については、65歳以上の回答者数が全体の約45パーセントと多く、自身の生活に直接的に関わる分野であることから点数が高い傾向となりました。

「第4保健・医療」については、1番から3番までの選択数が平均して多く、世代を問わず重要度の位置づけが高い傾向となりました。また、「第8子ども・子育て」については、1番の選択数が多く、子育て世代を中心に重要度の位置づけが高い傾向となりました。

表 4 重要度調査全体順位

順位	項目	1番選択	2番選択	3番選択	点数	偏差値
一	全体	1,313	1,309	1,303	7,860	－
1	第5 高齢者福祉の充実	195	169	125	1,048	68.2
2	第4 保健・医療の充実	170	182	152	1,026	67.5
3	第8 子ども・子育て支援の充実	191	144	111	972	65.9
4	第1 学校教育の充実	130	134	70	728	58.3
5	第12 生活環境基盤の充実	108	100	114	638	55.5
6	第9 農業振興	97	87	81	546	52.6
7	第16 健全な行財政運営の推進	99	59	105	520	51.8
8	第2 教育環境の充実	72	94	94	498	51.1
9	第11 防災・交通安全・防犯の対策強化	60	75	110	440	49.3
10	第6 地域福祉の充実	49	71	91	380	47.4
11	第14 移住・定住の促進	34	49	61	261	43.7
12	第10 商工・観光振興	30	40	56	226	42.7
13	第13 生活環境・自然環境の改善	25	36	43	190	41.5
14	第7 障害者福祉の充実	28	33	31	181	41.3
15	第3 生涯学習の充実	12	17	32	102	38.8
16	第15 住民活動の促進	5	16	21	68	37.7
17	第17 その他 <sup>5</sup>	8	3	6	36	36.7

<sup>5</sup> 「全て重要」「地域住民への心の教育、心の勉強」「総合的な少子化対策」等の回答

## 7 主要課題

2014年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、地方創生の取組がはじまってから10年が経過しました。しかし、首都圏への人口集中の大きな流れは変わらず、地方の人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

2040年には、団塊ジュニア世代が65歳を迎える、高齢者人口の増加が見込まれる一方、少子化による労働力人口の減少により、様々な分野で人手不足が深刻となり、買物・医療・福祉、交通、教育といった暮らしに欠かせないサービスを維持することが困難となることも懸念されます。地方自治体は、人口減少を抑制するための取組を進めつつ、その進行を冷静に受け止め、限られた財源や人材を最大限にいかしながら、地域に必要なサービスを過不足なく、持続可能な形で提供し続ける施策展開への転換が求められています。

本町においては、令和7年4月に新生「美里中学校」が開校し、令和8年1月には合併20年という節目を迎え、未来志向の象徴的な出来事が続きます。こうした中、本計画は、基本構想の前半の取組を継承しつつ、後半へと確実につなぐことが肝要であり、将来目標である2040年を見据えた折り返し地点に立つ今、「美里町らしさ」と「これからの暮らし」をもう一度、見つめ直し、次の5つの主要課題に取り組みます。

### (1) 住み続けたい魅力あるまちづくりの推進

本町において、人口減少社会に対し、いかにして向き合い対策を講じていくかは最大の課題です。特に、減少傾向が顕著な若者や女性に選ばれる地域であるためには、「魅力的なまち」となることが欠かせません。

人口減少が進む中であっても、住民一人一人が地域に愛着を持ち、それぞれの個性をいかすことと、地域が持つ潜在的 possibility が引き出され、新たな人の流れを創出することが期待されます。

まちの魅力を高める取組とともに、移住・定住を促進する取組の強化を図るため、「住み続けたい魅力あるまちづくりの推進」を主要課題の一つとします。

### (2) 教育環境の充実と人材の育成

本町が、将来にわたって持続可能な社会を形成するためには、将来を担う子どもたちが主体的に社会に関わり、地域や世界とつながりながら「生きる力」を育むことが重要です。

また、世代問わず、住民が学びをとおして自身の可能性を広げ、生きがいや達成感を得ることが地域の活性化につながります。

少子化を見据えた教育環境のあり方を検討し、安心して学べる環境の充実を図るとともに、多様な学習機会の提供による人材育成が重要であることから、「教育環境の充実と人材の育成」を主要課題の一つとします。

### (3) 子育て環境の充実

男女共同参画などの浸透により、男女が共に働き、共に子育てをする「共働き・共育て」が一般化してきています。子育てを行う世代の意識の変化を捉え、ニーズに沿った子育て支援を行うことは、町の将来を担う子どもたちにも目を向けることにつながります。

多様なライフスタイルに応じた子育てができる社会環境の整備の重要性は、今後一層増していくことから、「子育て環境の充実」を主要課題の一つとします。

### (4) 高齢社会への対応と健康づくりの推進

急速な人口減少による人口構造のひずみは、労働力人口の減少による地域経済の縮小や社会保障費の増大を招くとともに、地域コミュニティの維持に大きな影響を与えます。

地域が持続的であるためには、多様な視点や経験を持つ高齢世代の活躍が欠かせないものとなっており、そのためには若い頃からの健康づくりの取組が重要となってきます。

住民が、生涯にわたり、健やかで安心して生活が送れる地域とするため、「高齢社会への対応と健康づくりの推進」を主要課題の一つとします。

### (5) 地域産業の発展と安定した人材供給

私たちの生活は、地域の産業によって支えられています。人口減少による担い手の不足が懸念される中、地域産業の生産性を向上させるには、AI等の新技術の活用とともに安定した人材供給が重要となります。

また、地域の自然や文化、伝統技術等を活用した高付加価値の商品やサービスを生み出すことで、地域の「稼ぐ力」が高まり、地域産業の成長力と競争力の強化につながります。

力強い地域産業を形成し、だれもが安心して働き暮らせる地域とするため、「地域産業の発展と安定した人材供給」を主要課題の一つとします。

# **基本構想**

## I 将来目標

本町の将来目標として、「将来像」と「目標人口」を設定します。

### (1) 将来像

心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、  
にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち

- ・ 心豊かな人材を育む環境をつくります。
- ・ 地域産業の発展を推進し、にぎわいをつくります。
- ・ だれもが生き生きと暮らせるまちをつくります。

### (2) 目標人口

令和22年（2040年）の目標人口  
19,306人

目標人口は、国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成27年国勢調査の確報値を用いて将来人口を推計し、自然的要因と社会的要因から、目標人口を達成することとしています。

## 2 将来目標の実現に向けた基本的方向

### (1) 主要課題の解決に向けた基本的方向

将来目標を実現するため、先で示した5つの主要課題に対し、次の基本的方向をもって取り組むこととします。

#### ア 住み続けたい魅力あるまちづくりの推進

若者や女性など多くの人に選ばれる地域となるため、住み続けたい魅力的なまちづくりを推進し、新たな人の流れを創出します。子育て・教育環境の充実、より良い住環境の整備、地域産業の活性化、脱炭素社会の推進、生活安全や生活環境の安定など、包括的な対策を実施し、町の魅力を広く発信することで、関係人口の拡大と移住・定住の促進につなげます。

#### イ 教育環境の充実と人材の育成

全ての児童生徒が等しく安心して学校生活を送れるよう教育環境の充実を図るとともに、少子化を見据えた教育環境のあり方を検討します。また、誰もが、人生を豊かにする学習活動や文化・スポーツなどに親しむことができる環境を形成し、多様な学習機会をとおして、地域の担い手となる人材の育成に努めます。

#### ウ 子育て環境の充実

子育てをする世代が安心して子どもを生み育てられるよう、社会情勢の変化を的確に捉えながら、ニーズに沿った子育て支援の取組を進めます。また、相談支援体制を充実させ、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを推進します。

#### エ 高齢社会への対応と健康づくりの推進

地域に多様な視点と経験をもたらす高齢者の社会参加を促進します。また、高齢者が健康で充実した生活が送れるよう、若い頃からの健康づくりの取組を支援し、健康寿命の延伸を図ります。

#### オ 地域産業の発展と安定した人材供給

地域産業の生産性を向上させるため、農業、商工業、観光業等の担い手確保を支援します。また、地域資源を活用した高付加価値の商品・サービスの開発・販路拡大を支援し、地域の「稼ぐ力」を高め、力強い地域産業を形成します。

### (2) 各分野における取組の基本的方向

主要課題の解決に向けた基本的方向について、「まちづくり」「教育・文化」「保健・医療・福祉」「産業振興」「生活環境」「行財政運営」の6つの分野から取り組むこととします。

#### ア まちづくり

移住・定住を促進するため、民間事業者と連携した住宅開発の取組を推進するとともに、空き家・空き地等の有効活用を促進し、新たな住環境を創出します。

また、脱炭素社会の実現に向けた取組、多彩な住民活動や交流機会の創出など、町の魅力発信をとおして、関係人口の拡大を図ります。

さらに、子育て・教育支援、DX、健康づくり、雇用対策、防災力向上、生活環境基盤の整備などの取組と連携した人口減少抑制対策を包括的に実施し、同時に人口減少社会に適応した持続可能な施策を展開します。

人をひき寄せる「心わきたつまちづくり」を広げます。

## イ 教育・文化

子どもたちが将来にわたり社会で力強く生き抜くための「生きる力」を育むため、基礎学力の定着に加え、体験的な学びやICT端末をいかした学び、協働的な学びを重視した教育活動を推進します。また、いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒等に寄り添い、すべての児童生徒が安心して学べる環境を保障します。

加えて、少子化の進行を見据え、地域との協働による学校運営を進めるとともに、教育環境のあり方についても、より効果的・持続的な視点から検討を重ねていきます。

さらに、美里中学校を中核とした学習環境を最大限にいかし、住民のライフスタイルや多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

ともに学び、ともに育つ「心わきたつ学びと人づくり」を紡ぎます。

## ウ 保健・医療・福祉

妊娠から子育てまで切れ目なく支援する体制を強化し、子育て家庭の多様な課題に対応します。地域ぐるみの支援体制を築き、安心して子育てができる環境を整えます。また、健康診査等の受診率を高め、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげることにより、住民の健康寿命の延伸を図ります。

誰もがいきいきと活躍できる「心わきたつ子育てと健康長寿」を育みます。

## エ 産業振興

地域産業をけん引する担い手の確保・育成に努めるとともに、農業や中小企業等の経営基盤強化に向けた取組を支援します。

また、意欲ある農業者に対する農地の集約支援、事業拡大を目指す中小企業等への資金融通と雇用の促進、空き店舗等を活用した新規出店や事業承継の促進を図ります。

さらに、地域資源である鉄道などの魅力をいかした観光資源の磨き上げを行うとともに、美里町農産物直売所の機能強化を通じて、地域の経済循環を促進します。

新たな挑戦を支える「心わきたつ産業と挑戦のチカラ」を拓きます。

## オ 生活環境

大規模地震や激甚化、頻発化する気象災害への備えとして、住民一人一人の防災意識や「自助」「共助」「公助」の取組が重要となります。関係団体との連携強化と住民の防災意識の高揚に努め、地域防災力の向上を図ります。

一方、高度経済成長期に集中的に整備された生活基盤施設の老朽化が進行していることから、社会経済活動の基盤となる道路・上下水道等の施設について、計画的な整備と維持管理を進めます。

安全・安心で快適に暮らせる環境は、魅力あるまちづくりの土台です。暮らしを守り未来へつなぐ「心わきたつ生活環境」を整えます。

## 力 行財政運営

行政運営においては、限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を図ります。

財政運営においては、税収の基盤となる生産年齢人口の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増加といった構造的課題を踏まえ、歳入の安定的な確保と歳出の適正な管理に努めます。

また、公共施設の老朽化が進行する中、施設の集約化や複合化、長寿命化対策などを計画的に進め、施設管理の最適化を図ります。

持続可能な仕組みで「心わきたつ」未来を支えます。

## 3 土地利用構想

これまでの土地利用構想を継承することを基本として、今後の土地利用について、次のとおりゾーニングを行います。

### (1) 居住ゾーンの整備

居住ゾーンにおいては、美しいまちづくりから、暮らしやすい快適な居住空間を確保します。

### (2) 農業ゾーンの整備

農業ゾーンにおいては、農業生産基盤の整備から農業生産力の向上と自然環境の保全を進めます。

### (3) 行政拠点ゾーンの整備

行政拠点ゾーンにおいては、公共施設の集約化から効率的・効果的な行政運営を確保します。

### (4) 産業活性化拠点ゾーンの整備

産業活性化拠点ゾーンにおいては、産業活性化拠点施設の整備から地域経済を活性化させます。

### (5) 河川ゾーンの保全

鳴瀬川と江合川の流域における河川ゾーンについては、自然環境の保全・管理と水害対策の強化を河川管理者に要請します。

※ 工業ゾーンについては特定の設定は行わず、未利用地等を有効活用することで新たな企業の立地を促進します。

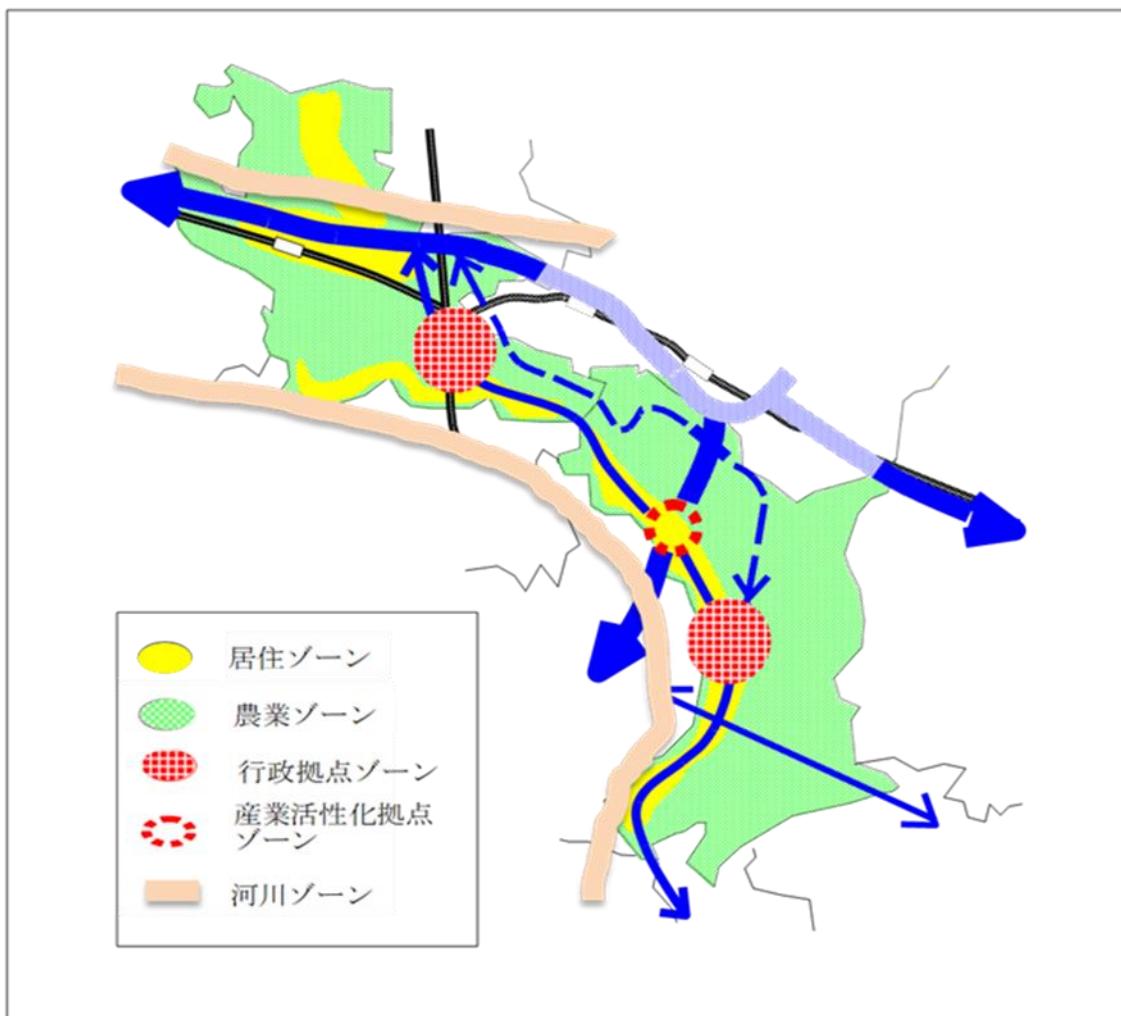


図 5 土地利用構想のゾーニング

# **基本計画**

## I 第3期計画のスローガン

### **新しい大好きを 心、わきたつ美の里へ**

このスローガンは、町の未来を住民の皆さんと共に思い描き、少しずつ形にしていくための“共通の言葉”です。私たち一人一人が「新しい大好きを育んでいるだろうか」「心がわきたつ瞬間を生み出せているだろうか」という問いかけを重ねながら、町の取組を確かめ合い、未来に向かって歩んでいくための「道しるべ」とするものです。

※ 「新しい大好きを」

住民一人一人が地域の中で“新しい好き”を見つけ出し、日々の暮らしや体験を通じて未来への希望を育んでいく姿を表しています。

※ 「心、わきたつ美の里へ」

美里町という地名に込められた“美しさ”を、自然や風景にとどまらず、人・文化・暮らしの中に息づく価値として見つめ直し、そこから誇りや感性が自然に湧き上がるようなまちづくりを表しています。

## 2 指標の意義と「ミサトミライ指標」

スローガンを現実のまちづくりにいかすためには、その進み具合を確認し、共有できる“もののさし”が必要です。そこで本計画では、スローガンを体現する「ミサトミライ指標」を設定します。「ミサトミライ指標」は、単なる数値の達成度を測るものではなく、成果と挑戦の両方を大切にしながら、次の視点から町の取組を確かめるものです。

表 5 ミサトミライ指標

指標の種類	設定の視点
大好きを続ける目標	今ある“好き”を大切にしながら、変わらず守っていく。
大好きを育てる目標	小さな変化や努力を積み重ねて、もっと“好き”にしていく。
心わきたつ未来目標	まだ見ぬ価値に挑戦し、新しい“好き”を生み出していく。

この3つの視点を通じて、町の取組を評価・改善しながら、持続的に発展する美里町の姿を実現していきます。また、ミサトミライ指標は、町の未来を実現するための“道しるべ”ですが、その進み具合を確認する際には、すべてを達成率だけで測れるわけではありません。そこで、本計画では次の3つの類型に指標を整理します。

表 6 ミサトミライ指標の類型整理

指標	類型	意味合い	評価の視点	達成率との関係
大好きを続ける目標	安定・維持型	現行水準を保つ	サービスや状態を安定的に維持できているかを評価	数値で確認(算入)
大好きを育てる目標	改善・行動変容型	現行水準を高める	行動や意識の変化、改善・向上が見られるかを評価	数値で確認(算入)
心わきたつ未来目標	挑戦・創出型	理想を掲げる。枠組みを超える	試行や創造性を重視し、挑戦の姿勢を評価	数字ではなく取組の質で評価(非算入)

### 3 第3期計画の施策展開

本町は令和6年4月、人口戦略会議が公表した「地方自治体持続可能性分析レポート」において、かつての「消滅可能性自治体」という評価から脱却したとされました。これは大きな前進ではありますが、依然として出生数の減少や若者の転出による人口減少は大きな課題として残されています。

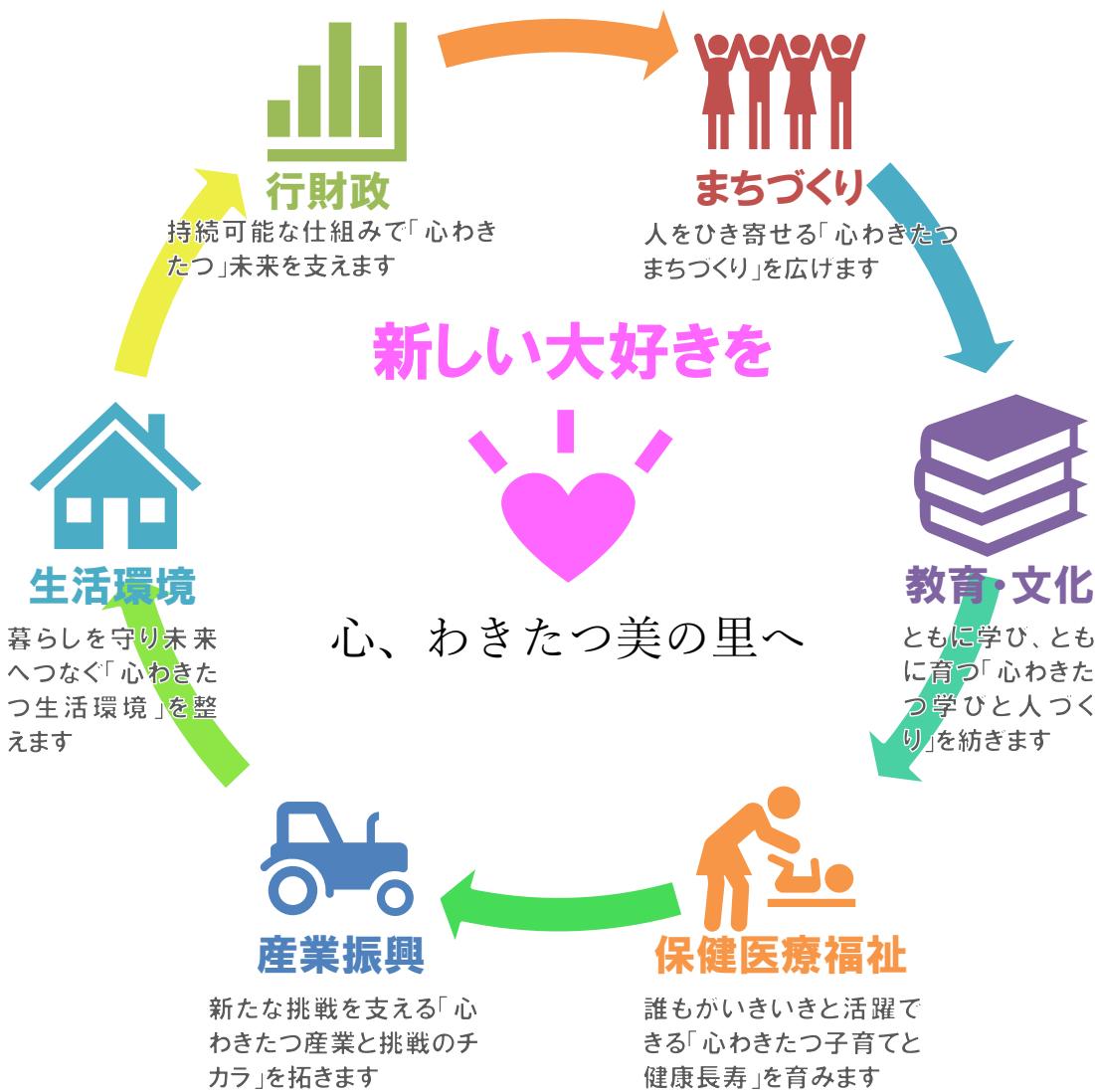
東日本大震災後には駅東地区への内陸移転が進み、子育て世帯の転入も見られました。この事例は、新たな住環境の整備が人口減少抑制に有効であることを改めて示すものです。今後は、町有地や空き家の利活用を進め、民間の力も取り入れながら、より良い住環境の創出を一層推し進めていく必要があります。

また、若者や女性にとって魅力ある地域となるためには、「働く」「育てる」「暮らす」という安心を確保することが欠かせません。雇用の創出、子育て・教育支援の充実に加え、文化・スポーツや地域活動を通じて、多様で豊かなライフスタイルを提供することが求められます。

こうした取組を進めるため、子育て支援と移住・定住支援を連動させ、新中学校を核とした教育・地域連携、産業振興を推進します。さらに、福祉の充実や脱炭素社会の実現、廃校の利活用などを組み合わせることで、人口減少を抑制しつつ、その進行を見据えた持続可能な施策を推進し、地域に好循環を生み出していくきます。

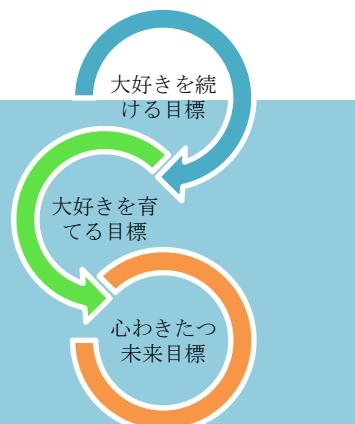
その先に描くのは、都市農村の魅力と生活の質を兼ね備えた存在感のあるまち。それは、すなわち「新しい大好き」と“心わきたつ美の里”的実現です。

## 第3期計画の施策展開イメージ



## 「心わきたつ」7つの未来目標

- 未来目標1 笑顔あふれる子育て環境をつくります
- 未来目標2 住み続けたくなる移住・定住を促します
- 未来目標3 地域とともに育む学校運営を推進します
- 未来目標4 スポーツでつながる健康と暮らしを広げます
- 未来目標5 挑戦と再生がひらく地域産業を発展させます
- 未来目標6 脱炭素と経済の調和を図ります
- 未来目標7 3つの学び舎を未来の原動力へと再生します



## 4 心わきたつ未来目標

まだ見ぬ価値に挑戦し、新しい“好き”を生み出していくため、7つの「心わきたつ未来目標」を設定しました。重点的な事業展開を行うことで、「新しい大好き」と“心、わきたつ美の里”的実現をめざします。

### 未来目標1 笑顔あふれる子育て環境

子どもや保護者の笑顔があふれ、楽しみながら交流できる拠点づくりを推進するとともに、妊娠・出産から就学まで子育てに寄り添う支援を行います。ひとりじゃないと思える安心感と、日々の子育てによろこびを実感できる取組を進めます。

(関連施策:施策12 子育てのよろこびを広げる安心サポートの充実)

### 未来目標2 住み続けたくなる移住・定住

人口減少の抑制には、良好な住環境の整備が欠かせません。町有地や空き家を活用し民間事業者のアイデアも取り入れながら、子育て世代や若者らが安心して暮らせる環境を整えます。

(関連施策:施策1 移住・定住を促進するための対策)

### 未来目標3 地域とともに育む学校運営

美里中学校を核に、学校と地域が協力して教育活動や課題解決に取り組む体制を充実させます。学校運営を地域とともに進め、子どもたちと住民がつながる「みんなの学びの場」から、町の未来を描く力を育みます。

(関連施策:施策7 学校教育の充実)

### 未来目標4 スポーツでつながる健康と暮らし

幅広い世代にスポーツと交流の場を広げます。子どもや若者には魅力あるスポーツ環境を提供し、高齢者には健康づくりや社会参加の機会を充実させます。これらの取組を通じて、地域全体の健康と活力を高め、住民の Well-being(幸福度や暮らしの質の向上)を支えます。

(関連施策:施策10 生涯学習の充実

／施策18 高齢者が安心して暮らすための対策)

### 未来目標5 挑戦と再生がひらく地域産業

農業や中小企業の挑戦を支援し、事業の高度化と生産性を高めるとともに、農業施設のリノベーションや空き店舗の活用、事業承継の取組を進めます。さらに、鉄道などの地域資源を磨き上げることで、産業の進化と地域経済の循環を促します。あわせて、働くことと暮らしを調和させる「ワークライフ・インテグレーション」の視点を取り入れ、地域で安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

(関連施策:施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開

／施策25 商工業を振興するための対策)

### 未来目標6 脱炭素と経済の調和

住民や事業者への啓発を進め、日常生活や産業の中で脱炭素を実感できる取組を広げます。環境教育を町内小学校で推進するとともに、公共施設の省エネ化や再生可能エネルギー電力への切替え、公用車のEV化等を進めます。

(関連施策:施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進)

### 未来目標7 3つの学び舎を未来の原動力へ

人口減少の抑制には、地域の魅力を高め、にぎわいを生み出す取組が不可欠です。旧中学校施設をいかし、地域課題を解決し新たな魅力を生み出す利活用を進め、かつての学び舎を未来の原動力へと再生します。

(関連施策:施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策)

## 5 計画体系図

基本計画の体系は、次の6つの分野(章)とその分野を構成する10の政策で構成し、さらに、政策ごとに施策を設定します。

表 7 計画体系

章	政策	施策	大好きを 続ける目標	大好きを 育てる目標	心わきたつ 未来目標
第1章 心わきたつまちづくり	政策1 心わきたつまちづくりの推進	施策1 移住・定住を促進するための対策		○	★
		施策2 地域公共交通を充実するための対策	○		
		施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進		○	★
		施策4 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策	○		
		施策5 関係人口の拡大と住民交流を促進するための対策	○		
		施策6 非核・平和社会の理念の継承		○	
第2章 心わきたつ学びと人づくり	政策2 教育の振興	施策7 学校教育の充実		○	★
		施策8 学びのセーフティネットの構築	○		
		施策9 教育を振興するための基盤整備	○		
		施策10 生涯学習の充実		○	★
第3章 心わきたつ子育てと健康長寿	政策3 子育て支援の充実	施策11 多様な子育て家庭を応援する環境づくりの推進	○		
		施策12 子育てのよろこびをひろげる安心サポートの充実		○	★
		施策13 児童虐待を防止するための対策	○		
	政策4 保健・医療の充実	施策14 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進	○		
		施策15 健やかな母子保健活動の推進	○		
		施策16 救急・広域・地域医療体制の整備	○		
		施策17 医療サービスの提供と公立病院経営の両立	○	○	
	政策5 福祉の充実	施策18 高齢者が安心して暮らすための対策	○	○	★
		施策19 地域で支え合う社会の充実	○		
		施策20 障害のある方が安心して暮らせる地域づくりの推進		○	
第4章 心わきたつ産業と挑戦のチカラ	政策6 農業の振興	施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開		○	★
		施策22 農地流動化の促進		○	
		施策23 農村機能及び生産基盤の維持	○		
		施策24 畜産経営の安定化	○		
	政策7 商工業・観光物産等の振興	施策25 商工業を振興するための対策	○	○	★
第5章 心わきたつ生活環境	政策8 生活安全の確保	施策26 物産・観光を振興するための対策	○	○	
		施策27 安全、安心な防災・消防体制を確立するための対策		○	
	政策9 生活環境の保全	施策28 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策	○		
		施策29 安全、安心な生活環境基盤の整備	○		
		施策30 生活環境や自然環境を保全するための対策	○		
		施策31 水道水を安定して供給するための対策	○		
		施策32 下水道を普及推進するための対策		○	
第6章 心わきたつ未来を支える	政策10 持続可能な行財政運営	施策33 行政運営の効率化とDXの推進		○	
		施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策		○	★
		施策35 財政を健全化するための対策	○	○	

# 第Ⅰ章 心わきたつまちづくり

## 政策Ⅰ 心わきたつまちづくりの推進

人口動態の変化は町の将来に大きな影響を与えています。進学や就職、婚姻などを契機とした若年層の転出による社会減、出生数の減少と死亡数の増加による自然減が進行しています。これにより、地域活動の担い手不足や社会保障費の増大といった新たな課題が生じており、これらの解決には、若年層の移住と定住促進に向けた取組を進めていく必要があります。

地域の資源をいかし、若者や子育て世代が「この町で暮らしたい」と思えるような魅力的なライフスタイルを描き、住民一人一人が主役となって未来を創る“わきたつ心”を呼び起こすことが、持続可能なまちづくりにつながります。

魅力的なまちづくりを行い「選ばれる地域」になる施策展開を進めます。

### 施策Ⅰ 移住・定住を促進するための対策

#### Ⅰ-1 施策の目的

施策の目的	人口減少を抑制するため、魅力的なまちづくりを行い移住・定住を促進します。
-------	--------------------------------------

#### Ⅰ-2 現状と課題

- ① 少子高齢化の進行により人口減少が見込まれる中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。一方で、全国では都市部から人を呼び込んでいる自治体が見られるなど、移住・定住を促進するためには、魅力あるまちづくりが重要となっています。
- ② 移住・定住の促進には、子育て・教育環境の充実や雇用対策などの取組とともに、住環境に対する取組は欠かせないものとなります。これまで、人口減少の抑制に寄与してきた駅東地区については、宅地分譲が終了していることから、新たな住環境の創出に向けた取組が必要となります。
- ③ 人口減少が進む中、空き家・空き地が年々増加しています。空き家・空き地の中には適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。また、小牛田駅西側の商店街をはじめ、町内の各商店等にあっても、人口減少や店主の高齢化、跡継ぎ不在などによる閉店が散見され、町のにぎわいが失われ住民生活に支障を及ぼすことが心配されます。今後、空き家・空き地の有効活用を促進させる必要があります。
- ④ 令和4年度から地域おこし協力隊を設置し、地域住民、関係団体と連携した活動に取り組んでいます。今後も、地域おこし協力隊の活動をとおした町の魅力創出と情報発信を行い、

移住・定住の促進につなげていく必要があります。

- ⑤ 結婚に対する価値観の多様化、地域社会での人間関係の希薄化などにより、晩婚化・未婚化が進んでいます。特に、進学、就職、婚姻等をきっかけとする若年人口の減少が顕著となっており、地域での出会いの機会が減り、結婚につながりにくい状況となっています。

### I-3 施策の展開

- ① 新たな住環境の創出に取り組みます。町有地や空き地を活用し、民間のアイデアやノウハウを取り入れた生活利便性に優れた住環境の整備を推進します。また、子育て支援と連動した仕組みを構築することで、若者や女性が安心して暮らすことができる移住・定住を促進する環境づくりを行います。
- ② 空き家バンク制度の情報発信を強化し、これまでの空き家・空き地に加え、空き店舗の登録を促進します。また、民間事業者との連携を図り、空き家等の利用希望者が活用しやすい制度とすることで、空き家と利用希望者のマッチングを推進します。
- ③ 地域おこし協力隊を設置し、地域外の人材を積極的に採用します。地域おこし協力隊の活動をとおして、地域コミュニティの維持・活性化、地域資源の発掘と利活用を推進し、それを美里町の魅力として広くPRすることで、関係人口の拡大を図ります。また、お試し移住体験事業において、住民活動や地域産業と連携した取組を行い移住・定住の促進につなげます。
- ④ 町の将来の担い手となる後継者の結婚を支援します。出会いの機会の提供や相談体制の充実を図ります。

### I-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 Ⅰ

施策の主な取組		住環境の整備による移住・定住を促進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標						
指標名	町内人口の社会増数(計画期間中累計)						
指標の考え方	2040年の目標人口実現には、人口の社会増が不可欠であるため、計画期間中の転入者数から転出者数を差し引いた値(社会増数)を指標として設定し、移住・定住促進の成果を測定する。(参考・基準:令和2年度から令和6年度の実績の累計値)						
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12	
	△68	⇒	⇒	⇒	⇒	450	
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 17.パートナーシップで目標を達成しよう						

## ミサトミライ指標 2

施策の主な取組	空き家バンクを活用した移住・定住を促進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	空き家バンク契約件数(計画期間中累計)					
指標の考え方	移住・定住を推進するため、空き家所有者と利用希望者のマッチングを促進する。その成果を把握するため、計画期間中の空き家バンク契約件数を指標として設定する。(参考・基準:令和2年度から令和6年度までの実績の累計値)					
目標値 (単位:件)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	10	⇒	⇒	⇒	⇒	33
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

### 1-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 住環境の整備による移住・定住を促進する取組(官民連携住環境整備促進事業)
② 空き家バンクを活用した移住・定住を促進する取組(空き家空き地利用促進事業)
③ 地域外人材の積極的誘致による町の魅力創出の取組(地域おこし協力隊設置事業)
④ 将来の担い手の安定的な生活を支援する取組(後継者対策事業)

## 施策2 地域公共交通を充実するための対策

### 2-1 施策の目的

施策の目的	住民ニーズに適応した地域公共交通を確保します。
-------	-------------------------

### 2-2 現状と課題

- ① 鉄道は住民の重要な交通手段の一つです。利便性の向上のため、増便、車両の増設等、利用者の意向を反映させていく必要があります。また、コロナ禍によりJR小牛田駅乗車人員は一時的に減少し、現在は回復基調にありますが、更なる利用促進に向けた取組が求められています。
- ② 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する4路線をバス運行事業者に委託し実施しています。利用率が低調な路線の利便性・

効率性の向上が必要です。また、南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行しており、利用者の高い満足度を維持する必要があります。

- ③ 住民のライフスタイルの変化により地域公共交通に対するニーズも変化しています。公共交通に対する住民ニーズの把握と検討が必要です。

### 2-3 施策の展開

- ① JR東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上に向け、宮城県及び沿線自治体並びにJRと連携し、利用者ニーズに則した要望活動を実施します。また、鉄道愛好者との交流を通じ、鉄道を「軸」とした地域活性化策を検討し、鉄道の利用促進や小牛田駅周辺におけるイベント開催などにぎわい創出を図ります。
- ② 住民バス事業について、利用率が低調な路線について調査を実施し、バス停の変更やダイヤ改正など地域の実情を踏まえた効率的な運行の検討を行います。また、デマンドタクシーの利用者の要望及び意見を集約し、デマンドタクシーの利便性向上に努めます。
- ③ 地域公共交通に対する住民ニーズの把握を行います。また、利便性や効率性を踏まえ、ボランティア輸送等の新たな交通手段の検討を行います。

### 2-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 3

施策の主な取組	鉄道の利便性向上・利用促進に向けた取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	JR小牛田駅の1日の乗車人員					
指標の考え方	鉄道利用促進のため、利用者ニーズに応じた増便や車両増設の要望活動を行う。その成果を測定するため、JR 小牛田駅の 1 日当たり乗車人員数を指標とし、維持状況を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人/日)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	1,902	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### ミサトミライ指標 4

施策の主な取組	住民バス等の利便性向上と効率的な運営					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	住民バス・デマンドタクシーの年間の利用者数					
指標の考え方	公共交通の利便性向上のため、住民バスやデマンドタクシーの利用環境を整備する。その成果を把握するため、年間の利用者数を指標として維持状況を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人/年)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	80,930	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
関連する SDGs	11. 住み続けられるまちづくりを					

#### 2-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 鉄道の利便性向上・利用促進に向けた取組(鉄道利用促進対策事業)
② 住民バス等の利便性向上と効率的な運営(公共交通確保維持事業)
③ 住民ニーズを踏まえた新たな交通手段を検討する取組

### 施策3 再生可能エネルギーの利用促進と脱炭素の推進

#### 3-1 施策の目的

施策の目的	再生可能エネルギーの利用促進と省エネ設備の導入を促進することにより、温室効果ガス排出量を削減します。
-------	--

#### 3-2 現状と課題

- ① 本町では、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、当面の目標として2030年度までに温室効果ガス排出量を約46パーセント削減(2013年度基準比)することとしています。目標達成に向けて取組を加速させるためには、行政と住民、事業者、関係団体等の意識の共有と具体的な行動への移行が必要です。
- ② 脱炭素社会の実現には、住民や事業者等への効果的な啓発活動が重要となります。単なる情報提供ではなく「自分ごと化」による共感の形成を行うとともに、学校教育や事業者と連携した具体的な取組が必要です。
- ③ 本町では、公共施設への太陽光発電設備の導入や照明のLED化により、再生可能エネルギーの利用促進と省エネ化を進めてきました。今後は、公共施設の更なる省エネ化に向けた検討が必要です。

### 3-3 施策の展開

- ① 住民や事業者に対し、脱炭素を推進する啓発活動を行います。日常生活や地域産業への影響など身近なテーマから脱炭素の必要性の啓発を行うとともに、小学校で行われる環境教育と連携した取組を行うことで、親子で楽しみながら学べる機会の提供を行います。また、再生可能エネルギーを活用する地域の事業者と連携し、地域ぐるみの共感形成を行い、住民や事業者の脱炭素に向けた行動につなげます。
- ② 公共施設の省エネ化、高効率化に取り組むとともに、公共施設で使用する電力について再生可能エネルギーを由来とする電力への切替えを行います。また、公用車の電気自動車等への更新を進め、温室効果ガスの削減とともに維持管理費の削減に取り組みます。

### 3-4 施策の指標

ミサトミライ指標 5

施策の主な取組	地域の脱炭素化を推進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	美里町の温室効果ガス排出削減割合					
指標の考え方	脱炭素社会の実現に向け、平成25年度（2013年度）比での温室効果ガス排出量削減割合を指標とする。令和9年度計画値を基準とし、3年後に環境省公表の自治体排出量カルテで確認する。					
目標値 (単位:%)	参考・基準 35.3%	R8 ⇒	R9 ⇒	R10 ⇒	R11 ⇒	R12 35.3%
関連する SDGs	7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに 13.気候変動に具体的な対策を					

### 3-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 地域の脱炭素化を推進する取組
② 公共施設等の脱炭素化を推進する取組（公共施設等二酸化炭素削減・エネルギー利用効率向上対策事業）

## 施策4 地域運営組織・住民活動を活性化させるための対策

### 4-1 施策の目的

施策の目的	住民活動の活性化により、活力あふれる地域づくりの推進を図ります。
-------	----------------------------------

## 4-2 現状と課題

- ① 住民が地域課題に自ら向き合い、課題解決のために行政と協働しながら主体的に取り組むことが重要となっています。本町では、行政区ごとに、地域の特色をいかした地域づくり事業が行われていますが、参加者の高齢化が進んでおり、活動の継続が課題となっています。
- ② 多様化する現代社会において、持続可能な地域づくりには、趣味や関心を共有する住民同士のテーマ型コミュニティの形成が有効です。住民の横のつながりを強めていくことが求められます。
- ③ 地域づくり活動の拠点となる地域の集会施設等について、施設の修繕、備品等の整備を支援していますが、一部の施設では、老朽化等が課題となっています。
- ④ 男女が性別にかかわらず対等に社会に参画し、責任と利益を分かち合う社会を目指す取組の推進が求められています。また、LGBTQをはじめ、障害のある方、外国人などが互いに人権を尊重し、一人一人が活躍できる地域社会を実現することが求められています。

## 4-3 施策の展開

- ① 地域で行われているコミュニティ活動を支援します。幅広い世代が活動に参加しやすい仕組みづくりをサポートすることで、新たな担い手の確保や地域コミュニティの活性化につなげます。
- ② テーマ型コミュニティによる活動を支援します。また、コミュニティ施設等の利用環境の改善に努め、多様な交流を推進するとともに、地域への愛着や参画意識を高めます。
- ③ 地域の要望を把握し、集会施設等の建設・修繕や備品等の整備を支援します。
- ④ 男女共同参画社会を推進するとともに、多様な人々が共生できる地域社会の実現に向けた啓発活動を行います。

#### 4-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 6

施策の主な取組	地域活動の活性化を支援する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	地域づくり支援事業参加者					
指標の考え方	地域コミュニティの活性化を図るため、幅広い年齢層の住民参加を促進する。その成果を把握するため、地域づくり支援事業の参加者数を指標として設定し、維持状況を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	17,513	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### 4-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 地域活動の活性化を支援する取組(地域づくり支援事業、地域活動団体支援事業)
② 集会所等の施設整備を支援する取組(地域活動施設整備支援事業)
③ 男女共同参画を推進する取組(男女共同参画推進事業)

### 施策5 関係人口の拡大と住民交流を促進するための対策

#### 5-1 施策の目的

施策の目的	地域間交流を推進し、住民の交流を促進します。
-------	------------------------

#### 5-2 現状と課題

- ① 福島県会津美里町、山形県最上町とイベント等をとおし交流を図っています。今後は、関係自治体との連携を推進し、新たな交流の展開が求められています。
- ② 米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。国際社会に目を向けた人材の育成につながっています。

#### 5-3 施策の展開

- ① 福島県会津美里町、山形県最上町との自治体間交流を行います。また、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している各自治体と連携し、新たな交流機会を創出します。

- ② 住民の国際理解を深め地域の国際化を推進するため、関係団体と連携を図り、米国ミネソタ州ウィノナ市からの訪町団受け入れ及び中高生の派遣を実施します。また、地域の外国人との交流を促進させるための多文化交流事業を開催します。

#### 5-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 7

施策の主な取組	自治体間の相互交流を推進する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	地域間交流推進事業への参加者数					
指標の考え方	自治体間交流を継続し、住民間の交流機会を創出する。その成果を把握するため、地域間交流推進事業の年間参加者数を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準 121	R8 100	R9 100	R10 100	R11 100	R12 100
関連する SDGs	17.パートナーシップで目標を達成しよう					

##### ミサトミライ指標 8

施策の主な取組	国際交流を推進する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	国際交流事業への参加者数					
指標の考え方	住民の国際理解を深めるため、姉妹都市交流や多文化交流イベントを継続する。その成果を測定するため、国際交流事業の参加者数を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準 320	R8 300	R9 300	R10 300	R11 300	R12 300
関連する SDGs	17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### 5-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 自治体間の相互交流を推進する取組(地域間交流推進事業)
② 国際交流を推進する取組(国際交流事業)

## 施策6 非核・平和社会の理念の継承

### 6-1 施策の目的

施策の目的	啓発活動の推進により、非核・平和社会の理念の継承を図ります。
-------	--------------------------------

### 6-2 現状と課題

- ① 戦後80年が経過し、平和の尊さに対する意識の希薄化が懸念されています。町は平成18年6月に「非核・平和都市宣言」を行い、日本非核宣言自治体協議会に加入しました。核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目的とした自治体間の協力体制の構築に努めています。
- ② 戦争を知る世代が少なくなってきた現状、戦争や原爆の悲惨さを語り継ぎ、伝える必要があります。次世代への平和教育を推進する必要があります。

### 6-3 施策の展開

- ① 平和社会の実現には、人材育成が重要であることから、中学生を対象とした平和学習事業をはじめ、近代文学館及び小中学校を巡回する平和展やパネル展の開催など、次世代を担う小・中学生を対象に、効果的な事業の展開に努め、平和に対する意識の啓発を図ります。

### 6-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 9

施策の主な取組	非核・平和社会の実現に向けた取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	非核平和推進事業への参加者数(計画期間中累計)					
指標の考え方	非核・平和社会の理念を継承するため、啓発活動を推進する。その成果を測定するため、計画期間中の非核平和推進事業の参加者数を指標とする。(参考・基準:令和2年度から令和6年度の実績の累計値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	2,790	⇒	⇒	⇒	⇒	3,110
関連する SDGs	16.平和と公正をすべての人に					

### 6-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 非核・平和社会の実現に向けた取組(非核平和推進事業)

## 第2章 心わきたつ学びと人づくり

### 政策2 教育の振興

私たちは、持続可能な社会を実現させていくため、それぞれが担い手として、主体的に社会にかかわり、地域や世界とつながりながら生きていく力を身に付けていく必要があります。

学校教育については、子どもたちが地域に誇りを持ち、未来を切り拓く力を育む教育を目指します。好奇心・探究心・向上心を持ち、自ら学び続ける児童生徒の育成を目指す授業づくり、不登校や特別な支援が必要な子どもへの包括的支援体制の構築に取り組むとともに、教育DXの推進や地域との連携により指導体制を充実させ、教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

生涯学習については、生活スタイルの多様化により、学びに対するニーズが変化しており、趣味、健康、スポーツへの関心に加え、デジタル活用や職業スキル向上の学習機会の充実も求められています。これらのことと踏まえ、令和7年4月に開校した美里中学校の地域学校連携室を中心に、多様な主体と連携を図るとともに、既存施設の有効活用を行うことで、学校の支援と住民の生涯学習活動を推進します。

### 施策7 学校教育の充実

#### 7-1 施策の目的

施策の目的	豊かな心、健やかな体、確かな学力を育みます。
-------	------------------------

#### 7-2 現状と課題

- ① 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、学んだことをいかして、新たな課題を発見し解決する力を育成することが求められています。全国学力・学習状況調査、デジタルドリル教材と連動した学力調査の分析結果など、各種教育データを利活用しながら、全ての子どもたちの学びを保障するための授業改善に取り組む必要があります。
- ② 学校の支援は、これまで保護者を中心としたPTA活動により行われてきましたが、今後は、地域と協働して行う体制づくりが求められています。学校と地域住民が一体となって児童生徒の活動を支援する体制整備が必要です。
- ③ 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、安全な環境のもと「遊び」をとおして好奇心や探求心を育み、豊かな人間性を育てることが重要となっています。幼児期の「学ぶ土台づくり」を推進し、小学校への円滑な接続のための体系的な取組が必要で

す。

- ④ 運動する機会の減少やスクリーンタイムの長時間化により、子どもたちの体力や運動能力の低下が懸念されます。また、生活様式の変化による肥満や睡眠不足といった心身の健康課題が顕著になっています。こうした状況を改善するためには、学校と家庭、地域が連携し、子どもたちが進んで運動できる機会を創出するとともに、望ましい食習慣や生活習慣を身に付けられるように支援する必要があります。
- ⑤ 次世代に豊かな未来をつなぐため、地球環境、社会問題、経済発展のバランスを理解し、主体的に行動する力や価値観を育む教育の重要性が高まっています。「持続可能な社会の創り手」の育成が求められています。
- ⑥ グローバル社会が急速に進展する中で、多様な文化や価値観を尊重し、国境を越えた人々との協働を通じて課題を捉え、それを解決しようとする人材の育成が求められています。国際理解教育を充実させるとともに、グローバル社会を生きる上で外国語能力の向上が必要です。
- ⑦ 急速に進むデジタル社会の中で、子どもたちが情報や情報手段を選択し、自ら考え、学び、行動できるようになることが求められています。1人1台端末をはじめとしたICT学習環境を効果的に活用し、情報モラルやプログラミング的思考などの情報活用能力を育成することが必要です。
- ⑧ 「職業講話」や「職場体験学習」など、子どもたちが将来の生き方を考えるための機会は設けられていますが、義務教育9年間をとおした系統性のある学びについては課題があります。各教科等における学習にキャリア教育を明確に位置づけ、教科横断的な学びとすることや子どもたちが考えたこと、学んだことを蓄積できるようにすることが必要です。

### 7-3 施策の展開

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、自ら学び続ける児童生徒を育成するため、令和5年度に策定した授業づくりの指針「美里町授業づくりスタンダード」に基づき、町内各校で授業改善に取り組みます。また、小学校3年生以上及び中学校の1・2年生を対象に学力調査を実施し、その結果が反映されたドリル教材等を活用することで、児童生徒一人一人の学習到達度に合わせた個別学習を充実させ、基礎学力の向上や理解の深化を図ります。これらの指導に必要な教員の指導力向上の取組を進めます。
- ② 美里中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入しており、学校と地域が協働で学校運営や課題解決に取り組むための体制を構築し、充実させていきます。また、この取組を踏まえ、町内小学校においてもそれぞれの実状に応じたコミュニティ・スクールの導入について検討を進めます。
- ③ 遊びをとおして主体性と探求心を養う幼児教育を推進し、豊かな心を持ち、明るく元気に遊ぶ幼児を育成します。幼稚園の教育課程において、保護者・地域住民との交流や外国語に触れる機会を提供するなど、特色ある教育を実践し「学ぶ土台づくり」を推進するとともに、幼保小の接続を円滑に進めるため、幼保小連携推進委員会を組織し、幼児期と小

学校低学年をつなぐ教育課程である「架け橋期カリキュラム」を作成します。

- ④ 不登校等の子どもたちも含め、全ての幼児・児童生徒に対し健康診断等を実施し、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。また、体力・運動能力調査の結果から、推奨される運動の方法を児童生徒一人一人に提供し、運動への意欲や体力・運動能力の向上を目指します。
- ⑤ 町内小学校を対象とした環境教育出前授業を継続して実施します。町内各校の総合的な学習の時間に環境教育にかかわる内容を位置づけ、各教科等における環境教育との関連を明確にするなど、系統的な学習となるよう計画します。
- ⑥ 外国語指導助手(ALT)を配置し、児童生徒が外国語の授業や外国語活動で生きた英語に触れる機会を提供します。小学生を対象としたイングリッシュキャンパスを開催して、授業では体験できない外国語のゲーム活動の取組をとおし、外国語への関心や表現スキルを高めます。
- ⑦ 本町の「1人1台端末の利活用計画」に基づき、町内各校で「学習DX計画」を作成します。ICT学習環境を活用して、児童生徒が情報活用能力を身に付けるとともに、自らの興味関心を広げ、主体的に学びを深められるようにします。そのために、教員のICT活用指導力を高める研修を行い、効率化によって生まれた時間を子どもと向き合う機会に充て、学びの質を高めます。
- ⑧ 各教科等における学習内容とキャリア教育との関連を明確にし、地元企業等と連携した体験活動を充実させることをとおして、児童生徒が、学びと実社会とのつながりを実感できるようにします。また、「キャリアパスポート」を作成し、義務教育の9年間を積み重ねることで、児童生徒が自身の学んだことや考えたことなどを振り返り、成長の過程を確かめながら将来の生き方を考えることができます。

#### 7-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 10

施策の主な取組	児童生徒の学力向上に向けた取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	全国学力・学習状況調査における宮城県平均正答率(仙台市を除く。)とのかい離(小学6年生、中学3年生)					
指標の考え方	児童生徒の学力向上の進捗度合を測るために、全国学力・学習状況調査における宮城県平均正答率との差を指標とする。(参考・基準:令和元年度から令和6度の実績の平均値(令和2年度を除く))					
目標値 (単位:pt)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	△2.3	⇒	⇒	⇒	⇒	1
関連する SDGs	4. 質の高い教育をみんなに					

## 7-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 児童生徒の学力向上に向けた取組(小学校学力向上事業、中学校学力向上事業)
② 学校運営における地域連携を推進する取組(中学校地域学校連携事業)
③ きめ細やかな幼稚園教育を推進する取組(幼稚園事業)
④ 子どもたちの健全な発達を促す取組(幼稚園健康管理事業、就学時健康診断事業、小学校健康管理事業、中学校健康管理事業)
⑤ 持続可能な開発のための教育を推進する取組(小学校ESD(環境教育)推進事業)
⑥ 英語に触れ、学ぶことができる機会を提供する取組(外国語コミュニケーション能力向上事業)
⑦ 情報活用能力を向上させる取組
⑧ 将来を見通すキャリア教育を推進する取組

## 施策8 学びのセーフティネットの構築

### 8-1 施策の目的

施策の目的	全ての子どもの学びを保障します。
-------	------------------

### 8-2 現状と課題

- ① いじめは、全ての関係者が自らのこととして切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な問題です。児童生徒が他人を思いやる心と豊かな感性を身に付ける教育を進めるとともに、いじめにあった児童生徒の心のケアを行うことが大切です。
- ② 不登校の児童生徒が増加している状況であり、児童生徒の声を受け止める相談体制の充実や「魅力ある」「行きたくなる」学校づくりなど、不登校未然防止の対策が求められています。また、不登校等の児童生徒への支援として、多様な学びの場を確保することも必要です。
- ③ 特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加、障害のある子どもとない子どもが可能な限り共に過ごすための環境構築など、インクルーシブ教育の実現に向けた取組が求められています。
- ④ 幼稚園及び小中学校で提供している給食について、適切な栄養が摂取できるような献立に努めています。子どもたちの食や地域への関心、感謝の気持ちを育むため、地域食材の活用を推進するとともに、食をとおして健全な心身を育成し、望ましい食習慣を身に付ける

ため、食育を推進していく必要があります。

- ⑤ 就学意欲がありながら、経済的理由により支援を要する家庭が存在しているため、奨学金制度を運用した援助を継続していく必要があります。
- ⑥ 家族の介護や家事などを継続的に行っているヤングケアラーについて、早期発見に向けた取組や適切に支援につなげるための相談体制の構築が必要とされています。ヤングケアラーに対する社会的認知度は低い状況であり、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないことが課題となっています。

### 8-3 施策の展開

- ① 「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、教育委員会と「いじめ問題対策連絡協議会」との連携をはじめ、地域や家庭、関係機関との連携した体制づくりを実施します。また、各校において校内いじめ対策委員会を開催し、いじめの未然防止に取り組みます。
- ② 児童生徒の抱える問題を早期に発見し適切に対応できるよう、児童生徒が相談しやすい環境づくりを工夫するとともに、学校と教育委員会の連携を深めます。また、美里町子どもの心のケアハウス「はなみずき教室」における通所支援に加え、別室登校支援にも柔軟に対応するとともに、美里中学校に「学び支援教室」を設置し、不登校生徒や教室で学ぶことが困難な生徒にとって、安心して学ぶことができる機会を確保します。さらに、不登校児童生徒が「誰かとつながっている」と感じられるよう、フリースクール等の民間施設を含めた関係団体と連携し、支援体制の構築を推進します。「学校に戻ること」だけをゴールとせず、学校内外での学びや人とのつながりを大切にし、オンライン学習や地域資源を活用した多様な学びを実践できる仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 幼稚園における就学相談を充実させ、子どもの障害や困り感を早期に把握し、適切な支援につなげます。また、特別支援教育コーディネーターを中心に全ての教員が障害や特別支援教育に関する理解を深める取組を推進し、個別の教育支援計画、個別の指導計画等を活用して適切な指導や支援を行います。
- ④ 各学校の栄養教諭及び栄養士が連携し、栄養量の確保、残食等の課題を共有し、献立を工夫しながら、安全でおいしい給食を提供します。また、地産地消の取組を推進し、地域の食材や食文化についての理解を深めるとともに、児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。さらに、栽培体験や地域の食文化への理解等、体験的な食育活動を充実させます。
- ⑤ 就学意欲がありながら、経済的理由により学資の確保が困難な方に対して、奨学資金の貸付けを行うことで、高等学校や大学等への進学を支援します。奨学金の償還管理を徹底し新たな貸付けにつなげるとともに、奨学金制度の周知を図ります。
- ⑥ ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるため、学校関係者等のヤングケアラーに対する理解促進を図るとともに、関係機関と連携した相談体制を構築します。また、実態把握のための調査等を実施し、本人が負担を自覚していないケースにも対応できるよう、教員や民生委員児童委員等による早期発見体制の整備に努めます。

## 8-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 11

施策の主な取組	不登校の防止、不登校児童生徒を支援する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	各校不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数の占める割合					
指標の考え方	新規の不登校を防止するため、学校・家庭・関係機関が連携し、早期発見と個別支援を行う。その成果を測定するため、各年度の新規不登校割合を指標とする。(参考・基準:令和2年度から令和6度の実績の平均値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	58.4%	58% 未満	58% 未満	58% 未満	58% 未満	58% 未満
関連する SDGs	3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに 10. 人や国の不平等をなくそう					

## 8-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① いじめ防止対策に向けた取組(いじめ防止、不登校対策等事業)
② 不登校の防止、不登校児童生徒を支援する取組(いじめ防止、不登校対策等事業)
③ 特別な支援を必要とする児童生徒等を支援する取組(特別支援教育推進事業)
④ 地域食材を活用した安全な給食を提供する取組(幼稚園給食事業、小学校給食事業、中学校給食事業)
⑤ 高校・大学等への進学を支援する取組(奨学事業)
⑥ ヤングケアラーへの支援体制を構築する取組

## 施策9 教育を振興するための基盤整備

### 9-1 施策の目的

施策の目的	子どもたちが楽しく学べる教育環境を整備します。
-------	-------------------------

### 9-2 現状と課題

- 教員が授業づくりや子どもと向き合う時間を確保できるよう、教育DX及び働き方改革を

推進し、教育環境を整備していく必要があります。

- ② 緊急時の情報発信、災害時の備え、園内・校内の安全対策など、子どもたちの在園時、在校時の安全・安心の確保の取組が求められています。また、美里中学校の開校に伴い、通学環境が変化していることから、通学路及び地域の危険箇所の把握に取り組む必要があります。
- ③ 生徒数の減少や教員の働き方改革等により、全国的に部活動改革が進められています。生徒が自主的、自発的にスポーツや文化芸術に親しむことができる機会の確保が求められています。
- ④ 預かり保育を必要とする家庭が増加しています。預かり保育のニーズに対応するためには、保育所等と連携し、持続可能なサービスのあり方の方向性を検討することが必要です。
- ⑤ 小学校施設について経年劣化が進行している状況であり、今後、減少が見込まれる児童数を踏まえた町内小学校のあり方について、検討が必要となっています。

### 9-3 施策の展開

- ① 教育DX及び教員の働き方改革を推進し、指導体制の強化と効率化を支援します。また、教育環境の充実に必要な人員の配置、教材、備品等の整備を行います。
- ② 在園時、在校時の子どもたちの安全・安心の確保対策に取り組みます。また、変化する通学環境を踏まえ、通学路や地域の危険箇所の把握・改善に努めるとともに、保護者との連絡体制の確立及び地域住民との連携・協力を進めます。
- ③ 生徒の多様なニーズに対応した部活動を実施できる環境を整えます。美里中学校に在籍する生徒を対象に各種大会出場等を支援するとともに、部活動の実状を地域と共有し協力を得ながら、部活動の地域展開を推進します。
- ④ 預かり保育のニーズに対応できる体制の整備を進めます。また、預かり保育時の幼児の活動内容の充実を図ります。
- ⑤ 今後、減少が見込まれる児童数を踏まえ、町内小学校のあり方について検討を行います。また、それらを踏まえた施設長寿命化計画の見直しを行います。

#### 9-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 12

施策の主な取組	教育環境を充実させるための取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	「魅力ある」「行きたくなる」学校づくりに関する児童生徒対象アンケートで各設問の「あてはまる」又は「どちらかというとあてはまる」と回答した児童生徒の割合					
指標の考え方	子どもたちが楽しく学べる教育環境を整備するため、教員との関係、授業、学習環境等についての児童生徒対象アンケートの結果を指標とする。					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	—	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上
関連する SDGs	4. 質の高い教育をみんなに					

#### 9-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 教育環境を充実させるための取組(小学校生活支援事業、中学校生活支援事業)
② 子どもたちの安全・安心を確保する取組(子どもの安全・安心確保事業)
③ 中学校部活動を支援する取組(中学校部活動支援事業)
④ 預かり保育の環境を充実させる取組(預かり保育事業)
⑤ 小学校のあり方の検討と施設の適切な維持管理を継続する取組

#### 施策10 生涯学習の充実

##### 10-1 施策の目的

施策の目的	誰もが文化・スポーツに親しみながら、心の豊かさや生きがいを実感できる環境をつくります。
-------	---

##### 10-2 現状と課題

- 人生を豊かにする学習活動や地域活性化に向けた学習を実践する場として、生涯学習環境の充実を図る必要があります。担い手育成に係る若い世代向けの講習・教室、生活に結びついた学びや、仕事で必要とされる知識の習得について住民ニーズが高まっています。

す。

- ② 住民が心身ともに健やかに暮らせるよう、日常的にスポーツに親しめる環境が求められています。スポーツは健康維持にとどまらず、世代を超えた交流や地域の活力を生み出し、町の魅力を高める要素も持っています。一方、中学校部活動の地域展開を進める上で、地域のスポーツ団体との連携が不可欠となっています。
- ③ 文化活動は、住民に楽しさや感動、心のやすらぎをもたらし、生きがいの創出につながる取組です。芸術文化に身近に接する機会を提供することで、住民の創造力や感性を育む取組が求められています。また、中学校部活動の地域展開を進める上で、地域の文化芸術団体との連携が不可欠となっています。
- ④ 美里中学校は、「地域に開かれた学校」として、生徒の学びの場であるとともに、住民の新しい生涯学習の場としても期待されます。学校施設を開放し、利用条件や管理体制の整備を進める必要があります。世代を問わず、住民が学びをとおして自身の可能性を広げていくための教育環境として、利用を促進する必要があります。
- ⑤ 社会情勢の変化により地域の文化財が失われつつあります。文化財への理解と関心を高めながら保護の取組を行っていく必要があります。
- ⑥ 本町の図書館の延べ利用者数は、人口減少、情報のデジタル化等の影響もあり、減少傾向にあることから、利用者ニーズに合わせた図書館運営を行う必要があります。また、子どもにとって読書は生きる力を身に付けていく上で欠かせないものであることから、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

### 10-3 施策の展開

- ① 住民の興味・関心、ライフスタイルなどに応じたニーズに即した生涯学習活動を展開します。若い世代の興味・関心を育てる担い手育成事業、デジタル活用に係る学習機会、社会人等のキャリア形成の支援につながる学習機会の充実を図ります。また、より多くの住民が参加できるよう情報発信を強化します。
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。関係団体と連携し指導者やボランティアの育成を支援することで、中学校部活動の地域展開の基盤づくりを行います。また、スポーツをとおした交流や健康づくりが行える環境整備を推進します。
- ③ 文化活動団体及びサークルの活動を支援し、住民による文化芸術活動の活性化を図るとともに、住民が芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供します。また、文化芸術施設については、長寿命化計画に基づく適正な維持管理に努めます。
- ④ 美里中学校に設置した「地域学校連携室」を起点とし、家庭、学校、地域社会及び関係団体が一体となって生涯学習の取組を展開します。学校施設の開放については、中学生の活動を優先しつつ、段階的に開放空間を拡充します。利用日時や条件等をわかりやすく周知し、住民利用の利便性を高めるとともに、他施設との連携による活動マッチングを促進するなど、「心わきたつ学びと人づくり」を行う環境を形成します。
- ⑤ 文化財の調査を計画的に行い保護・保存を推進します。また、住民向けの学習講座等を

開催し、文化財への理解を促進します。

- ⑥ 図書館の利用促進を図ります。情報化社会の中で、住民が知りたい情報を取得できるよう調べもの相談サービスを行います。また、子どもが主体的に読書に親しむことができるよう、地域、学校等と連携し、本に触れ合える多様な機会を提供します。さらに、障害や高齢等を理由に図書館への来館が困難な方のために資料の宅配サービスを行うとともに、資料のデジタル化の検討を進め、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

#### 10-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 13

施策の主な取組	美里中学校地域学校連携室を起点とした生涯学習を推進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	地域学校連携室を起点とした生涯学習事業数(令和8年度以降に新たに開始したもの)					
指標の考え方	住民の生涯学習機会を拡充するため、地域学校連携室を起点とした新規生涯学習事業数を指標とする。令和8年度以降の新規開始事業を対象とし、年度ごとの増加状況を評価する。					
目標値 (単位:事業)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	—	⇒	⇒	⇒	⇒	6
関連する SDGs	4. 質の高い教育をみんなに 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### 10-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① ニーズに即した生涯学習活動を充実させる取組(生涯学習活動支援事業)
② 美里中学校の地域学校連携室を起点とした生涯学習を推進する取組
③ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する取組(スポーツ推進事業、学校体育施設開放事業)
④ 住民による文化芸術活動を活性化させる取組(文化振興事業)
⑤ 青少年を健全に育成するための取組(青少年育成事業)
⑥ 文化財を保存するための取組(文化財保存事業、伝統芸能等保存継承推進事業)
⑦ 利用しやすい図書館サービスを提供する取組(図書館サービス事業)

## 第3章 心わきたつ子育てと健康長寿

### 政策3 子育て支援の充実

少子化の進展や共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化などにより、子育て家庭が抱える課題は多様化・複雑化しています。こうした中、令和5年度には、子ども施策を総合的に推進することを目的とした「子ども基本法」が施行され、全ての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、子どもの最善の利益を第一に考えた施策の推進が図られています。

本町においても、多様な働き方に対応した柔軟な保育サービスの提供、地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり、児童虐待の未然防止と早期対応により、子どもと家庭が安心して暮らせる地域社会の構築に向けた施策展開を進めます。

#### 施策11 多様な子育て家庭を応援する環境づくりの推進

##### 11-1 施策の目的

施策の目的	子育て家庭を応援し、安心して子育てできる環境を整えます。
-------	------------------------------

##### 11-2 現状と課題

- ① 家庭環境の変化により保護者の保育ニーズも多様化しています。本町における待機児童は、私立保育施設の増加に伴う町内の保育環境の充実により、令和3年4月以降解消しています。今後も待機児童が生じないよう、年度途中の利用希望者の利用調整や町外保育施設の利用希望者への対応等、保護者のニーズに合わせた支援を行う必要があります。
- ② 本町の放課後児童クラブは、年々利用児童数が増加傾向にあることから、児童の安全性を考慮し各小学校に施設の設置を進めてきました。令和6年度からは対象となる児童の学年を小学校6年生までに拡大しました。また、令和7年度には児童の安全確保と定員の拡大のため、小牛田小学校敷地内に放課後児童クラブ施設を整備し、令和8年4月から運営を開始します。今後は、夏休み期間中のみの利用希望等、多様化する保護者のニーズへの対応が求められています。
- ③ 令和4年4月から、子ども医療費助成の対象を18歳までに拡大しました。また、母子父子家庭に対する医療費助成を併せて行っており、子育て家庭における医療費の経済的負担を軽減しています。今後も同様に、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。
- ④ 今後、更なる少子化が見込まれる中で、幼稚園・保育所のあり方について検討が必要となっています。

### II-3 施策の展開

- ① 町内外の保育施設と連携し、待機児童ゼロを継続します。また、更なる保育環境の向上のため、施設に対する支援を行い、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。
- ② 待機児童ゼロを継続しつつ児童の安全に配慮した放課後児童クラブ運営を行います。また、保護者のニーズ把握に努め、利用希望の増加や多様化に合わせて放課後児童支援員を適正に配置します。
- ③ 子ども医療費助成及び母子父子家庭医療費助成を行うことで、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。在園時、在校時の子どもたちの安全・安心の確保対策に取り組みます。
- ④ 町内の公立幼稚園・保育所について、子ども人口の推移やニーズを考慮しつつ、就学前の子どもの教育と保育を一体的に行う「認定こども園」への移行や民間移行も視野に入れながら、教育委員会と連携し検討を進めます。

### II-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 14

施策の主な取組	待機児童ゼロと随時入所に対応可能な保育体制を確保する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	保育施設待機児童数					
指標の考え方	多様な子育て家庭を支援するため、保育環境の整備や受入体制の充実を図る。その成果を測定するため、各年度当初の保育施設待機児童数ゼロを指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	0	0	0	0	0	0
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を 8.働きがいも経済成長も 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

## ミサトミライ指標 15

施策の主な取組	待機児童ゼロと児童の安全に配慮した放課後児童クラブを運営する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	放課後児童クラブ待機児童数					
指標の考え方	多様な子育て家庭を支援するため、児童の安全を配慮した環境を整備し児童を受け入れる。その成果を測定するため、各年度当初の放課後児童クラブ待機児童数ゼロを指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	0	0	0	0	0	0
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を 8.働きがいも経済成長も					

### 11-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名	
①	待機児童ゼロと随時入所に対応可能な保育体制を確保する取組(各公立保育所事業、他市町保育施設委託事業、町内私立保育施設事業等)
②	待機児童ゼロと児童の安全に配慮した放課後児童クラブを運営する取組(各放課後児童クラブ事業)
③	子育て家庭の医療費負担を軽減する取組(子ども医療費助成事業、母子父子家庭医療費助成事業)
④	幼保一体化と民間移行を検討する取組

### 施策12 子育てのよろこびを広げる安心サポートの充実

#### 12-1 施策の目的

施策の目的	ひとりじゃないと思える安心感と日々の子育てによろこびを実感できる支援を行います。
-------	--

#### 12-2 現状と課題

- ① 子育て支援は、経済的負担の軽減や待機児童解消といった制度的課題への対応に加え、子育てを通じたよろこびや地域とのつながりを育むことも重要です。保育所・幼稚園・地域活動など多様な場をいかし、子育て家庭全体を支える包括的な仕組みづくりが求められています。
- ② 全ての妊娠婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な支援及び関係機関との連携した

取組が求められています。

- ③ 本町では、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる窓口として「子育て支援センター」を設置しています。少子化の影響や共働き世帯の増加等により利用者が減少しています。相談窓口としての周知や情報提供を含めた利用促進が課題となっています。
- ④ 令和6年度に「子育て支援センター」の利用者にアンケート調査を実施したところ、支援センターへの来館目的は「1位子どもを遊ばせたい」「2位子ども同士のふれあい」「3位おもちゃがある・季節のイベントがある」となり、遊びの場を求めての来館が上位を占めています。また、回答者の半数以上は何らかの子育てに関する悩みを抱えており、気軽に相談できる環境作りと子育てに対する不安解消が課題となっています。
- ⑤ 妊娠期からの切れ目ない支援が求められており、産前から気軽に相談できる体制の整備や安心して参加できるプログラムの充実が課題となっています。また、母親だけでなく、子育てを支えるパートナーや家族等への支援や理解の促進も課題となっています。
- ⑥ 近年、核家族化の進展により、家事や育児を一人でこなす「ワンオペ育児」が増加しており、子どもの健やかな成長への影響や保護者自身の心身の負担が懸念されています。

### 12-3 施策の展開

- ① 子育て家庭が地域の中でよろこびや生きがいを感じられるよう、子育てサークルや地域活動との連携を推進します。子どもと保護者が地域住民と交流し支え合える場を広げ、子育ての「よろこび」を実感できる環境づくりに努めます。
- ② 子どもや保護者が集い交流できる環境づくりを行います。子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、子育てに関する相談などが一体的に行える子育て支援の拠点づくりを推進します。
- ③ 出産、育児を迎える方、子育てに不安を抱えている方などが、誰でも気軽に利用できる「子育て支援センター」の運営を行います。また、より多くの方に取組を知ってもらえるよう、情報発信の強化を図ります。
- ④ 子育て支援センターの利用者が、利用者同士や子育てアドバイザーとの交流をとおして、悩みを気軽に相談できる体制の構築を目指します。また、発達の遅れや虐待に係る相談等、専門的な知識が求められる場合には、子育て支援センター<sup>6</sup>とこども家庭センター<sup>7</sup>が連携し、健診などの機会をとおし利用者の悩みや不安の解消に努め、子育てについて相談しやすい環境・体制の充実を図ります。
- ⑤ 妊娠期から切れ目ない支援を行うため、産前から参加できる赤ちゃんとのふれあい体験や子育ての見通しを持てる機会などを提供します。あわせて、パートナーや家族も参加しやすい機会を設け、家庭全体で安心して出産・子育てに臨める環境づくりを進めます。

<sup>6</sup> 子どもと保護者の「居場所」「交流」「相談」が中心。日常的に気軽に利用できる拠点

<sup>7</sup> こども家庭庁が示した「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の一環。市町村が主体となって設置・運営。妊娠期から子ども・家庭の課題に対応する総合相談拠点。福祉・教育・医療と連携した支援を行う。

- ⑥ 一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の育児支援サービスの周知を強化することで利用を促進し、保護者がリフレッシュする時間を持てるようにすることで、育児に関する心身の負担軽減を図ります。また、性別を問わず親子で楽しめる子育てイベントを開催するなど、男女共同による「共育て」の啓発に努めます。

#### 12-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 16

施策の主な取組	子育ての相談体制の充実と地域ぐるみの子育て支援を強化する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	子育て支援センター未就学児利用率					
指標の考え方	子育ての楽しさを広く伝えるため、交流や相談の機会を充実させる。その成果を測定するため、各年度の子育て支援センターの未就学児利用率を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	23.6%	⇒	⇒	⇒	⇒	27.5%
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を 5.ジェンダー平等を実現しよう 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### 12-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

	取組名
①	子育ての相談体制の充実と地域ぐるみの子育て支援を強化する取組(各子育て支援センター事業)

#### 施策13 児童虐待を防止するための対策

##### 13-1 施策の目的

施策の目的	子どもの命と尊厳を切れ目のない支援で守ります。
-------	-------------------------

##### 13-2 現状と課題

- ① 虐待は、子ども自身で解決することは困難であり、関係機関が連携して継続的に支援することが必要です。本町においても関係機関との連携により、児童虐待の未然防止と発生時の迅速かつ適切な対応に努めています。しかし、困難事例も増加傾向にあることから継続的な取組が必要です。
- ② 全ての妊産婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な相談支援、児童虐待の未然防止と早期対応が求められています。こども家庭センターと関係機関の連携した取組が必要

です。

- ③ 本町の要保護児童の傾向として、ネグレクト、身体的虐待が上位を占めています。子どもたち自身にも様々な権利があり、保障されているということへの理解が進んでいないことが児童虐待につながる一因と考えられます。

### 13-3 施策の展開

- ① 児童虐待の未然防止に向けて、地域全体での気づきと対応力を高めるため、情報提供や啓発活動を推進します。児童虐待の発生を未然に防ぐとともに、既に発生した事案については、関係機関と連携しながら早期対応に努め、その深刻化を防ぎます。
- ② こども家庭センターと関係機関の連携強化を図ります。要保護児童対策地域協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議を通じて情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を図ります。また、家庭環境の改善が難しいケースについては、長期的なフォローワー体制を整備し、一時的な解消にとどまらない安全な養育環境の確保に努めます。
- ③ 全ての子どもが心身ともに健やかに、安全・安心な環境の中で成長できるよう、子どもの最善の利益を守るという意識を社会全体で共有するための啓発活動を行います。

### 13-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 17

施策の主な取組	児童虐待の防止・早期発見と解決に向けた取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	要保護児童の解消率					
指標の考え方	児童虐待の防止・早期発見と解決を図るため、要保護児童の解消率を指標とし、支援の効果を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	28.6%	28% 以上	28% 以上	28% 以上	28% 以上	28% 以上
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を 16.平和と公正をすべての人に					

### 13-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 児童虐待の防止・早期発見と解決に向けた取組(生活相談員設置事業、要保護児童対策地域協議会運営)
② こども家庭センターを中心とした関係機関との連携を強化する取組(こども家庭センター運営事業)

## 政策4 保健・医療の充実

生活習慣病等の増加や感染症拡大をはじめとする健康危機に対し、地域の保健・医療は着実な取組が求められています。

健康づくりの推進については、健康意識の啓発を図り、住民が日常的に健康管理に取り組めるよう支援を行います。

母子保健については、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える取組を進めます。

地域医療体制については、近隣の医療機関との連携を深め、誰もが必要なときに必要な医療を受けられる仕組みづくりを進めます。また、地域の医療ニーズの把握に努め、町立南郷病院の医療提供体制と運営体制の維持向上に向けた取組を推進します。

### 施策14 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進

#### 14-1 施策の目的

施策の目的	住民一人一人が自らの健康を守れるよう、自分の健康に关心を持ち、行動できる住民を増やします。
-------	---

#### 14-2 現状と課題

- ① 本町における死亡原因は、心疾患及び脳血管疾患等の疾病が高い割合となっており、住民の命を守るための取組を行っていかなければなりません。
- ② 各種がん検診事業の受診率については、10パーセントから30パーセント台で推移しており、全体的に低下傾向にあります。節目年齢者の受診率は堅調に推移していますが、それ以外の年代の受診率が低く、未受診者への受診啓発が重要となります。また、検診受診後の精密検査を受診しない方がおり、フォローアップが課題となっています。
- ③ 宮城県の内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合については、平成20年度から15年連続して全国ワースト3位以内であり、本町は宮城県平均値より高い状況にあることから、生活習慣病の予防対策を実施し、健康増進と健康寿命の延伸に努めなければなりません。
- ④ 生活習慣病等を予防するためには、住民が主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。生活習慣及び食生活の改善について普及・啓発を図る必要があります。
- ⑤ 高齢者の健康診査については、個別の健康相談の実施や受診勧奨の啓発活動により、受診率は微増の傾向にあります。更なる受診率の向上に向け取組を充実させる必要があります。また、高齢者の身体的、精神的及び社会的な活力を維持し、健康寿命を延ばすフレイル予防の重要性が高まっています。
- ⑥ 高齢者については、加齢による免疫力の低下や慢性疾患への罹患により、感染症に対する

るリスクが高まります。感染症の発症予防や重症化を予防するため、定期的な予防接種が必要です。

#### 14-3 施策の展開

- ① 住民の命を守るために健康診査や各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげていく必要があります。定期的な健康診査、がん検査の重要性や早期発見・早期治療のメリットの情報発信を行います。また、関係機関と連携し精密検査該当者のフォローアップに努めます。
- ② 住民の健康に対する意識を高め、各種検診の受診率を向上させる取組を推進します。未検査者検査を実施し受診機会を拡大するとともに、対象者の年齢や性別を踏まえた最適な情報発信手段を検討します。
- ③ 内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合が高いことを踏まえ、若い世代の住民を中心に、生活習慣病や内臓脂肪症候群に着目した健康診査を実施することで生活習慣病を早期発見し、必要な保健指導や受診の勧奨を行います。
- ④ 住民が生涯をとおして健康で自立した生活を送れるよう、健康づくりや食育の学習機会の提供を行うとともに、健康に関する相談体制の充実を図り、住民が主体的に取り組める健康づくりを支援します。
- ⑤ 高齢者の健康診査の受診率向上に向けた啓発活動を行います。また、健康診査等のデータベースを活用することで、健康課題を分析し、健康教育や健康相談につなげるとともに、フレイル予防の取組を推進します。
- ⑥ 高齢者の円滑な予防接種体制を整備し、インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種を実施します。また、新型コロナウイルス感染症については5類感染症に移行しましたが、高齢者にとっては依然として注意が必要であることから、継続した予防接種に取り組みます。

#### 14-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 18

施策の主な取組	疾病の早期発見・早期治療につなげる取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	各種がん検診の節目年齢受診率					
指標の考え方	住民の健康維持のため、節目年齢における各種がん検診受診率を指標とする。定期受診促進の成果を年度ごとに把握する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	19.4%	19% 以上	19% 以上	19% 以上	19% 以上	19% 以上
関連する SDGs	3. すべての人に健康と福祉を					

#### 14-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 疾病の早期発見・早期治療につなげる取組(各種検診事業)
② 生活習慣病を予防する取組(健康診査事業)
③ 住民の主体的な健康づくりを支援する取組(健康づくり・食育推進事業)
④ 高齢者の健康寿命延伸を支援する取組(後期高齢者健康診査事業、高齢者等予防接種事業)

#### 施策15 健やかな母子保健活動の推進

##### 15-1 施策の目的

施策の目的	全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、切れ目のない支援を行います。
-------	-------------------------------------

##### 15-2 現状と課題

- ① 女性の社会進出、子どもを取り巻く環境が変化し、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みや相談内容が多様化しており、母子健康手帳の交付時の面談や乳幼児健診は、成長発達や子育てに関する親子の相談に応じる機会となっています。本町では、令和7年度からこども家庭センターを設置し、全ての妊娠婦、子ども、子育て世帯等に対する一的な支援を行っています。関係機関の連携した取組が必要です。
- ② 家族構成や地域環境によって育児の状況は様々であることから、基本的な知識や情報の不足などにより、子育てに対する悩みを抱え込む傾向があります。
- ③ 少子化や晩婚化の進行に伴い不妊治療の必要性が増しています。治療費については公的医療保険の対象となり経済的負担の軽減が図られましたが、引き続き、不妊に悩む方への寄り添った支援が求められています。
- ④ 乳幼児の予防接種については、予防接種法に基づく定期予防接種と重症化予防を目的とした任意予防接種を実施していますが、定期予防接種率は100パーセントには至っていません。

##### 15-3 施策の展開

- ① 妊婦健康診査の実施、乳幼児健康診査、育児相談や新生児訪問等の個別訪問を行います。また、こども家庭センターと関係機関の連携強化を図り、支援が必要な家庭について情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を行っていきます。
- ② 産後ケア事業や親と子のこころの相談による母子とその家庭に対する一的な支援を通じて、子育ての不安解消を図ります。

- ③ 不妊に悩む方の負担の軽減を図ります。適切な時期に治療が開始できるよう、相談体制の充実と各種支援制度の情報発信の強化を図ります。
- ④ 乳幼児が円滑に予防接種を受けられるよう接種体制を整備します。定期予防接種の接種率を向上させるため、接種の必要性について、啓発活動の強化を図ります。

#### 15-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 19

施策の主な取組	乳幼児の健やかな成長を支援する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	乳幼児定期予防接種率					
指標の考え方	乳幼児の感染症予防を図るため、定期予防接種率を指標とし、予防接種の実施状況を年度ごとに確認する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	84.2%	84% 以上	84% 以上	84% 以上	84% 以上	84% 以上
関連する SDGs	3. すべての人に健康と福祉を					

#### 15-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 母子とその家庭を支援する取組(母子保健事業)
② 乳幼児の健やかな成長を支援する取組(予防接種事業)

#### 施策16 救急・広域・地域医療体制の整備

##### 16-1 施策の目的

施策の目的	救急医療、広域医療及び地域医療体制の確保を図ります。
-------	----------------------------

##### 16-2 現状と課題

- ① 令和5年10月に、大崎地域1市4町の持続可能な医療提供体制の実現を図ることを目的に「大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約」を締結しました。大崎市民病院本院は基幹病院として、高度急性期と救急医療に特化した役割を担っています。また、本町は石巻市にも隣接していることから、医療圏域を越えて石巻赤十字病院との連携体制も重要となっています。
- ② 初期救急医療は、平日日中の各かかりつけ医での対応のほか、休日日中は遠田郡医師

会の協力を得て在宅当番医制度により、夜間は大崎市及び石巻市に所在する夜間急患センターで対応しています。

- ③ 二次救急医療は、救急告示医療機関と病院群輪番制医療機関で対応していますが、近隣市町においても医療資源は限られており、地域全体で連携を強化していく必要があります。
- ④ 重篤患者に対応する三次救急医療は、近隣の大崎市及び石巻市に所在する救命救急センターで対応していますが、二次及び三次救急医療機関に、軽症患者が直接受診する状況にあり、高次救急医療に支障を来たす可能性が指摘されています。

#### 16-3 施策の展開

- ① 令和8年度中に大崎市民病院本院敷地内に地域医療連携拠点施設が整備される予定です。初期、二次、三次ともに住民の病状に応じた救急医療体制を確保するためには、今後、限られた医療資源を地域全体で効率的に活用する重要性が高まると考えられるため、更なる連携強化を図ります。
- ② 救急医療機関の適切な利用について啓発し、救急医療体制の維持に努めます。

#### 16-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 20

施策の主な取組	救急・広域・地域医療体制を維持する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	休日・夜間の初期救急医療体制が整っている日数					
指標の考え方	初期救急医療体制を安定的に維持するため、休日・夜間に初期救急医療が提供可能な日数を指標とし、年間を通じた確保状況を評価する。 (参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:日)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	365	365	366	365	365	365
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を					

#### 16-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 救急・広域・地域医療体制を維持する取組(救命救急センター運営事業、休日夜間医療対策事業)

## 施策17 医療サービスの提供と公立病院経営の両立

### 17-1 施策の目的

施策の目的	不採算地区における医療サービスの提供を継続するとともに、公立病院経営の安定化を推進します。
-------	---

### 17-2 現状と課題

- ① 令和7年4月1日現在における本町の医療機関（歯科診療所を除く）は、町立南郷病院のほか、病院1か所、医院8か所があり、その所在地は、9施設が小牛田地域にあり、南郷地域には、町立南郷病院のみとなっています。
- ② 大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約により、町立南郷病院は、大崎市民病院本院を基幹病院とし、基幹病院の後方支援を行う構成病院の役割を担うこととなりました。
- ③ 町立南郷病院の診療科目は、内科、外科、小児科、整形外科、眼科の5つとなっており、小児科は週に1日、整形外科は月に2日、眼科は2か月に1日の診療体制となっています。
- ④ 南郷地域は医療資源が乏しく、いわゆる「不採算地区」となっています。このため、町立南郷病院は、一般会計からの繰入れを受けながら経営を継続しています。
- ⑤ 診療圏域内的人口減少により、町立南郷病院の経営環境は一層厳しさを増しています。その一方で、救急医療や広域医療体制の整備が進む中、今後も地域の「身近なかかりつけ医」であり続けるためには、持続可能な運営体制を確立し、地域住民に信頼される医療を提供していくことが求められます。

### 17-3 施策の展開

- ① 医療機関を地域全体の貴重な社会資源ととらえ、町内外の医療機関との役割分担と連携を強化し、診療科の維持・確保を図ります。特に、専門医等の派遣や遠隔診療の導入も視野に、持続可能な診療体制の構築を目指します。
- ② 町立南郷病院は、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約に基づき、基幹病院の後方支援機能として、回復期機能と慢性期機能を担うとともに、生活習慣病の予防と治療、プライマリケア、可能な限りの二次救急、ターミナルケア、要介護者の支援等、地域密着型医療を提供します。さらに、急性期治療後の回復期患者を受け入れ、在宅復帰に向けた支援や在宅医療の提供を行います。
- ③ 町立南郷病院の診療科目を可能な限り維持・充実させるため、関係医療機関に対し継続的に医師派遣要望を行います。
- ④ 現在の町立南郷病院の病床機能や病床数等について、地域の医療ニーズに即したものとなっているか、過不足のない適切な規模、質・量となっているかなどを検証し、必要に応じて見直しを行います。また、住民に対し必要な医療が提供できるよう、診療体制等の情報発信に努めます。

- ⑤ 人口減少と不採算構造による厳しい経営環境を踏まえ、町として経営の効率化や財源確保に向けた方策を検討します。診療報酬の適正算定、施設管理の効率化、地域との連携による予防医療の推進など、住民が安心して医療を受けられるよう、医療提供体制の維持・向上に取り組みます。

#### 17-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 21

施策の主な取組	不採算地区における医療サービスの提供を継続する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	診療科目数					
指標の考え方	地域のニーズに応じた医療提供を確保するため、基礎的診療科目である内科をはじめとする診療科目の維持を指標とする。(参考・基準:令和7年度当初実績値)					
目標値 (単位:科目)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	2	2	2	2	2	2
関連する SDGs	3. すべての人に健康と福祉を					

##### ミサトミライ指標 22

施策の主な取組	不採算地区における医療サービスの提供を継続する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	訪問予防接種者数					
指標の考え方	予防医療の提供により地域住民の健康増進につなげるため、訪問予防接種者数を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	148	⇒	⇒	⇒	⇒	200
関連する SDGs	3. すべての人に健康と福祉を					

#### 17-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 不採算地区における医療サービスの提供を継続する取組
② 公立病院経営の安定化を推進する取組

## 政策5 福祉の充実

日本の高齢化は世界でも類を見ない速度で進行しています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

地域でのふれあいや交流機会が減少する中、孤立を防ぎ、支え合い・助け合いを基盤とした地域福祉への理解促進が重要となっています。行政と住民が連携し、世代を超えて誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に向けた取組を進めます。

また、障害のある方が、地域の一員として安心して暮らすためには、生活の中にある「暮らしにくさ」を理解し、共に支え合う社会の構築が求められています。障害への理解促進、就労支援や生活支援、地域との交流の場づくりなどを通じて、自立した生活を支援します。

さらに、介護や福祉を担う人材の確保・育成も重要な課題であり、地域の多様な主体が関わる仕組みを整えることで、持続可能な福祉体制の構築を目指します。

## 施策18 高齢者が安心して暮らすための対策

### 18-1 施策の目的

施策の目的	高齢者がいつまでも地域の中で望む生活を送ことができるように、地域包括ケアシステムを推進します。
-------	---

### 18-2 現状と課題

- ① 社人研の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、2040年の65歳以上の高齢者人口は約3,900万人と推計されています。本町においては、高齢者の総数は減少傾向で推移する一方で、高齢化率の上昇が見込まれます。また、長期的に見ると、85歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数が増加することが予測されます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自分が望む生活を送るために、介護予防事業や重症化予防事業を展開することにより、心身の機能を維持しながら、その状態に応じて地域で活躍することや役割を発揮できることが大切です。また、適切なサービスの利用や社会参加などの活動により、生活の質を高め、結果として要介護状態になることを遅らせることができます。
- ③ 高齢者が自立した生活を送るために地域住民のつながりを強化し、地域の実態把握、相談業務、医療・介護の関係機関とのネットワークの強化等、在宅での生活を支える取組の充実が求められています。また、介護、予防、生活支援等の各種サービスが一体的に提供される必要性が高まっています。
- ④ 高齢者や認知症がある人への偏見がなく、その人が望む生活を本人と本人にかかわる人がともに考えられるよう、認知症の正しい理解や権利を守ることの啓発、相談支援体制の

充実が求められています。

- ⑤ 住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住民同士が支え合うとともに、地域との交流から、日常生活の活動量を維持する等、介護予防を意識した主体的な取組が大切になります。
- ⑥ 地域の高齢者の活動拠点となる施設の老朽化が進行しており、施設維持が困難となっています。

### 18-3 施策の展開

- ① 住民主体の介護予防活動の体制づくりを推進します。介護予防の重要性の啓発活動を行うとともに、リハビリテーション専門職と連携し、自立支援につながるフレイル予防、介護予防活動の地域展開を図ります。また、住民一人一人が介護予防に関する正しい知識を学び、主体的な健康づくりを推進する一方、地域において介護予防活動を支えることのできる人材「介護予防サポーター」を養成することにより、地域全体で支え合う体制の強化と取組の充実を図ります。
- ② 介護給付の適正化を推進します。介護給付の適正化に向けた主要事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を今後も継続して実施していきます。持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足ないサービスを事業者が的確に提供を行う必要があります。
- ③ 在宅生活の体制づくりを推進します。地域包括支援センターが、医療・介護の関係機関や地域住民とのネットワークを構築することで、多様な機関が連携して在宅での生活を支えられるよう支援します。
- ④ 認知症への理解促進を推進します。認知症になっても、一人一人ができること・やりたいことがあります、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を普及・啓発します。また、幅広い世代に認知症を正しく理解してもらうための認知症サポーター養成や、権利を守るための関係機関との連携・相談支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 高齢者が、子どもや若い世代などと交流できる仕組みや農業など就労を通じた社会参加の仕組みなど、様々な形の支え合い活動を関係機関と連携し検討していきます。また、地域活動への参加を促進し、誰もがかかわりやすい環境を整えるため、住民同士が協力・連携しながら地域課題の解決に取り組む人材「くらしのサポーター」の養成を進め、地域力の向上を図ります。
- ⑥ 高齢者の施設利用状況を踏まえ、施設の今後のあり方について検討を行います。

## 18-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 23

施策の主な取組	住民主体の介護予防活動を支援する取組 介護給付の適正化を図る取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	要介護認定率					
指標の考え方	高齢者の健康寿命を延伸するため、介護予防の取組を推進し、要介護状態の発生抑制を図る。その成果を測定するため、各年度の要介護認定率を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	18.5%	19.3% 以下	19.6% 以下	19.9% 以下	20.2% 以下	20.5% 以下
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を					

### ミサトミライ指標 24

施策の主な取組	高齢者コミュニティの活発化を支援する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	くらしのサポーター数					
指標の考え方	高齢者の生活支援と介護予防を推進するため、養成した「くらしのサポーター」数を指標とし、年度ごとの増加状況を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	94	⇒	⇒	⇒	⇒	120
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

## 18-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 住民主体の介護予防活動を支援する取組(一般介護予防事業)
② 介護給付の適正化を図る取組(介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業)
③ 在宅生活を支援する取組(配食サービス事業、高齢者等あんしん見守り支援事業、高齢者紙おむつ等支給事業)
④ 認知症の当事者・家族を支える取組(包括的支援事業)
⑤ 高齢者コミュニティの活発化を支援する取組(生活支援体制整備事業)

## 施策19 地域で支え合う社会の充実

### 19-1 施策の目的

施策の目的	住民がお互いに支え合うことができる地域福祉社会を目指します。
-------	--------------------------------

### 19-2 現状と課題

- ① 少子高齢化や核家族化が進み、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。地域福祉を推進する上で、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、誰もが地域社会の担い手として、主体的な活動を実践できる環境づくりが求められています。
- ② ひきこもり、子どもや高齢者に対する虐待、生活困窮者への対応など、生活課題が多様化・複合化しています。対象別によるサービス提供のみでは解決が困難となっている現状を踏まえ、多様な主体により横断的に連携・協働し解決につなげることが重要となっています。
- ③ 近年、大型の台風発生による暴風被害や水害、大規模地震等の自然災害が多発していることから、災害時に自ら避難することが困難な高齢の方、障害のある方を把握し、関係機関と連携しながら地域全体で支援することが必要とされています。

### 19-3 施策の展開

- ① 地域福祉に関する情報等の広報・啓発に努めるとともに、美里町社会福祉協議会をはじめとした各種福祉関係団体との連携強化を図り、人材育成等の取組を支援することで、多様な交流の機会や地域福祉活動への参加を促進します。
- ② 地域住民の身近な存在である民生委員・児童委員の活動のサポートや、行政区・自治会、地区社協等との情報共有をとおして地域における生活課題を把握し、必要な支援を総合的に提供できる体制づくりを進めます。
- ③ 水害や地震等の各災害時における避難行動、要支援者ごとの個別計画の見直しを行い、要支援者個々の状況に応じた計画の作成を進めるとともに、支援者、関係機関と連携した避難支援体制の構築に努めます。

## 19-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 25

施策の主な取組	地域福祉活動の担い手育成を支援する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	福祉講座等開催数					
指標の考え方	地域福祉の担い手育成を図るため、福祉講座等の開催数を指標とし、その成果を測定する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:回)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	53	53 以上	53 以上	53 以上	53 以上	53 以上
関連するSDGs	3. すべての人に健康と福祉を					

## 19-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 地域福祉活動の担い手育成を支援する取組(社会福祉関係団体育成事業)
② 社会的に支援が必要となる方に寄り添う活動を支援する取組(民生調査員設置事業)
③ 災害時の避難行動を支援する取組(避難行動要支援者名簿作成事業)

## 施策20 障害のある方が安心して暮らせる地域づくりの推進

### 20-1 施策の目的

施策の目的	障害の有無に関係なく、共に支え合い「生き生き」と暮らせる共生社会を目指します。
-------	---

### 20-2 現状と課題

- ① 障害のある方が地域の一員として安心して暮らせる共生社会を目指し、施策の推進に取り組んでいます。令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。障害特性への正しい理解や知識を深める取組が求められます。
- ② 障害福祉サービスに対するニーズが多様化しています。必要な支援を受けられるよう、利用者のニーズに合ったサービスの質・量の確保が必要です。
- ③ 障害のある方がそれぞれの能力や個性を發揮し、自らの生き方や暮らし方の選択が広がるよう、雇用や社会参加に関する機関が相互に連携した支援体制が求められます。
- ④ 地域で安心して生活し社会参加を行うためには、生活基盤の整備が不可欠です。地域の

生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していく必要があります。

- ⑤ 障害や発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援が必要です。子どもの発達段階や一人一人の特性に応じて、保健や児童福祉、教育、医療等の関係機関と連携して、相談支援や療育支援の充実が求められています。

### 20-3 施策の展開

- ① 障害のある方が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」に対する理解をより深めるため、住民に対する研修会を実施しています。今後は、住民に対する取組とともに、町内事業者への啓発活動を展開します。
- ② 相談支援は地域で安心して暮らすための支援の要です。個々のニーズを的確に把握し、状況に応じた適切な支援につなげていくよう関係機関と連携し取り組みます。
- ③ 個々の特性に応じた日中の活動の場や就労の場を確保します。関係機関との連携を図り地域社会への参画機会を確保します。
- ④ 障害のある方の生活環境の充実に努めます。社会参加を支える移動支援を行うとともに、社会基盤整備の際のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- ⑤ 療育支援については、乳幼児期から保護者を対象とした研修会及び相談支援教室を開催し、障害児とその保護者に対する早期支援を図ります。ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育及び教育と連携した支援を行います。

### 20-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 26

施策の主な取組	障害への理解を深める取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	理解促進研修・啓発事業研修会への参加人数					
指標の考え方	障害への理解促進を図るため、理解促進研修・啓発事業研修会を開催する。その成果を測定するため、研修会への住民及び事業者の参加人数を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	39	⇒	⇒	⇒	⇒	45
関連する SDGs	3.すべての人に健康と福祉を 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

## 20-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 障害への理解を深める取組(理解促進研修・啓発事業)
② 障害のある方のニーズに合ったサービス提供の取組(障害者相談支援事業)
③ 障害のある方の自立を支援する取組(日中一時支援事業)
④ 障害のある方の生活環境を充実する取組
⑤ 障害のある子どもの健やかな成長を支援する取組(早期療育指導訓練事業)

## 第4章 心わきたつ産業と挑戦のチカラ

### 政策6 農業の振興

令和6年6月に改正された「食料・農業・農村基本法」では、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興等が基本的理念に掲げられました。これを受け、宮城県においても「みやぎ食と農の県民条例」が改正されるなど、大きな転換点を迎えています。食料品や農産物の安定供給のぜい弱性が露呈する中、地域農業の発展に向け、経営の効率化や生産性の向上、地域農業のあり方を明確にすることが必要となっています。

本町の農業は、農業産出額の6割近くを水稻が占め、このほか、大豆、小麦、野菜（ばれいしょ、ネギ、玉ねぎ、レタス、トマト等）、畜産（肉用牛等）などが産出されています。こうした中で、先進的な技術で高いコストパフォーマンスかつ高品質の農産物を生産する取組がはじまっています。

生産基盤である農地の生産性を高めるための取組、農業者の経営改善の取組、ネットワークの形成や人材育成などの取組を通じ、農業の魅力向上を図り、担い手の確保を推進します。

### 施策21 担い手の確保と魅力ある農業の展開

#### 21-1 施策の目的

施策の目的	多様な担い手を確保・育成し、持続可能な地域農業への発展を目指します。
-------	------------------------------------

#### 21-2 現状と課題

- ① 農業者の高齢化、後継者不足がより深刻になり、農業者の減少が進展しています。地域農業を担う集落営農組織においても、構成員の減少、高齢化が進み、組織の法人化の動きが停滞しています。
- ② 今後、農業の担い手は減少していくことが見込まれます。地域農業の受皿となる農業経営体の経営力強化が不可欠であり、地域農業をけん引できる力強い経営体の確保・育成が求められています。
- ③ 農業の収益向上の取組として、農地の高度利用による生産性の向上が推進されています。水田農業の推進に当たっては、国の経営所得安定対策を中心とし、各種支援制度等を有機的に連携させた展開が必要です。
- ④ 本町の基幹作物である水稻は、これまで人口減少等の影響により需要が減少傾向にありました、「令和の米騒動」以降、米の買占めや品薄の発生、米の価格高騰が起り、今

後の米の需給バランスや価格の安定化の見通しが立たない状況にあります。また、気候変動や生産者の高齢化による労働力不足等の要因から供給体制が不安定となっており、需要に応じた安定的な生産体制の確立が求められています。

- ⑤ 農業経営の法人化、経営規模の拡大に伴い、経営リスクの分散が必要な経営体が増加しており、農産物の出荷、販売形態が多様化しています。農業経営の更なる高度化やリスク分散による経営の持続性の確保が必要です。
- ⑥ 労働力不足の解消や生産効率の向上のため、ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用したスマート農業や、乾田直播等の省力化栽培技術の普及・推進が必要です。
- ⑦ 農家の後継者不足が深刻化する中、新たな担い手として期待される新規就農については、農地の確保や初期投資の負担が参入の障壁となっています。雇用就農については、季節によって作業量が変動し繁忙期と閑散期の差が大きいため、安定した雇用が難しい状況です。また、担い手の確保には安定した労働環境の整備促進とともに、農業が持つ魅力の発信も重要です。
- ⑧ 農業用施設については、長寿命化や機能強化による既存施設の有効活用、設備投資の抑制の取組が想定されます。また、農業用ハウス等の遊休化が懸念され、貴重な生産基盤として次世代に引き継ぐための対策が想定されます。
- ⑨ 野生鳥獣被害が深刻化し、農作物被害に留まらず、農林環境や農村生活の安全に影響を及ぼしています。被害を防止するため、有害鳥獣の駆除のほか、病害虫防除に継続的に取り組む必要があります。また、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により活動の継続が懸念されることから、担い手の確保が求められています。
- ⑩ エシカル消費への関心の高まりなど消費者意識の変化により、農業においても温室効果ガスの排出抑制や環境に配慮した生産方式など、環境負荷低減の機運が高まっています。一方で、環境負荷低減の取組は、生産物の収量低下や労働負担の増大等の課題があることから、環境負荷低減と経済活動を両立させる持続可能な食料システムの構築が求められています。
- ⑪ 本町の農産物直売所は、地産地消、農業者の所得向上に寄与する地域経済循環の拠点であり、多くの人々が集う交流・情報発信の拠点でもあります。今後、利用者・出店者の高齢化により、売上げや出品数の減少が懸念されることから、持続的な運営体制の構築が必要です。

### 21-3 施策の展開

- ① 大・中規模の農業経営体を、地域農業をけん引する中心的な担い手として、農業経営基盤強化促進法における「地域計画」に位置づけ、法人化等の経営の効率化や生産性の向上など、経営力の強化を促進します。また、集落営農組織においては、今後の組織のあり方について相談・検討を行う体制を構築します。
- ② 経営所得安定対策と各種制度を連携させた支援を行い農業経営の安定化を図ります。

- ③ 本町の農地条件等の強みをいかし、かつ、需要に応じた生産を推進するとともに、実需者との連携等により生産から流通・販売体制の構築を図ることにより、多様な営農の展開による個性豊かな農産物の産地化を目指します。
- ④ スマート農業の実践に向けた、ICT、ロボットの活用等、先進技術の導入や省力化の栽培技術の普及・推進を図ります。
- ⑤ 企業等の農業参入を促進します。企業等が持つアイデアや先端技術をいかしたイノベーションによる農業を展開し、新たな地域産業を創出します。
- ⑥ 農福連携の取組推進、農業分野の地域おこし協力隊の任用、農業体験等の農業の魅力発信により、新規就農を促進します。また、農業経営体の経営力強化により雇用就農を促進し、将来の農業の担い手確保を図ります。農業施設の長寿命化や機能強化による既存施設の有効活用により、設備投資の抑制を推進するとともに、新規就農者等の次世代の担い手への遊休化施設の継承を支援します。
- ⑦ 有害鳥獣駆除及び病害虫防除の取組を支援します。また、担い手確保対策を行い活動の継続を支援することで、良好な生産環境を維持します。
- ⑧ 化学肥料、化学合成農薬の低減の取組を継続的に支援するとともに、有機農業等の環境に配慮した生産方式の導入・拡大と慣行農業との共生を図ります。また、営農型太陽光発電を活用した農地の有効活用等、カーボンニュートラルの取組を推進し、環境負荷低減と経済活動を両立させる取組を支援します。
- ⑨ 美里町農産物直売所（花野果市場）においては、販売・サービス等、時代の潮流に即した利用者サービスを拡大するとともに、出店者の出荷支援の充実を図ります。また、新たな客層の開拓を行うため、学生、若手農業者、商工業者、福祉関係者等と連携した取組を行うことで、農産物直売所の持続的な運営の構築を支援します。さらに、出店者の支援、利用者サービスの拡大、新たな客層の開拓につながる施設の機能強化を行います。

## 21-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 27

施策の主な取組	農業経営の安定化により担い手を確保する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	経営規模が30ヘクタール以上の大規模経営体数					
指標の考え方	地域農業をけん引する中心的な担い手を確保するため、法人化等の経営の効率化や生産性向上を促進する。その成果を測定するため、地域計画に位置づけられた個人又は法人の大規模経営体数を指標とする。 (参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:経営体)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	10	⇒	⇒	⇒	⇒	13
関連する SDGs	2.飢餓をゼロに 7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに 8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 15.陸の豊かさを守ろう					

### ミサトミライ指標 28

施策の主な取組	企業等の農業参入及び新規就農者を確保する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	企業等の農業参入及び新規就農者の件数(計画期間中累計)					
指標の考え方	地域農業を支える担い手を確保し、魅力ある農業経営を推進するため、企業等の農業参入及び新規就農を支援する。その成果を測定するため、計画期間中の企業等の農業参入及び新規就農者(独立自営就農及び親元就農)の件数を指標とする。(参考・基準:令和2年度から令和6年度までの実績の累計値)					
目標値 (単位:件)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	4	⇒	⇒	⇒	⇒	10
関連する SDGs	2.飢餓をゼロに 8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 15.陸の豊かさを守ろう					

## 21-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 地域の担い手への農地集積・集約を支援する取組(地域農業発展促進事業)
② 農業経営の安定化により担い手を確保する取組(集落営農組織のこれからを考える進路相談会、農業経営の法人化支援等)
③ 農地の高度利用による所得の安定化を支援する取組(経営所得安定対策推進事業)
④ 需要に対応した作物の生産を支援する取組(みやぎの水田農業改革支援事業)
⑤ スマート農業の実践に向けた先進技術導入を支援する取組
⑥ 企業等の農業参入及び新規就農者を確保する取組(企業誘致、農福連携、地域おこし協力隊の任用、遊休農地・農業用施設のマッチング等)
⑦ 有害鳥獣駆除及び病害虫防除による良好な生産環境を維持する取組(有害鳥獣被害対策事業、農作物病害虫防除事業)
⑧ 農業における環境負荷低減と経済活動の両立を支援する取組(環境保全型農業支援事業、アグリ・カーボンニュートラル推進事業)
⑨ 農産物直売所の持続的運営を支援する取組

## 施策22 農地流動化の促進

### 22-1 施策の目的

施策の目的	担い手に農地を集積・集約し、農業経営の効率化を図ります。
-------	------------------------------

### 22-2 現状と課題

- ① 農業経営体が減少傾向にあり、担い手の平均年齢も年々上昇しています。多様な経営体が共存共栄できる環境が求められています。
- ② 農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の賃貸借(利用権設定)は農地中間管理機構を利用した貸借に一本化され、従来の相対での賃貸借から地域計画に基づいて担い手に集約化していくことが基本となりましたが、新たな制度の認知度の向上及び農地の出し手の意識改革による円滑な農地の集約化が課題となっています。
- ③ 新規就農等、農業への新規参入に当たり、農地の確保が参入障壁の一つとなっています。
- ④ 農業経営の安定には、農地利用の流動性を高めることが重要です。意欲ある担い手に農地を集約し、スケールメリットをいかした低コスト・高収益化による経営展開が必要です。
- ⑤ 農地の流動化には、農地所有者や担い手間、地域内における土地利用の合意形成が必要です。手続の迅速化を図り、地域の担い手への農地の集積・集約を図る必要があります。

## 22-3 施策の展開

- ① 農地集積から農地集約へと土地利用の意識改革を図り、経営形態や生産方式に応じたすみ分け(ゾーニング)を促進し、農地利用の更なる効率化を促進します。
- ② 新規就農やUIJターンなどの環境づくりとして、農地のマッチングや移住・定住対策、空き家バンクとの連携などに努めます。
- ③ 農地の賃貸借にかかる制度や手続方法について、幅広い方法で周知を行い制度の理解に努めます。
- ④ 令和6年度までに策定した地域計画に基づき、農地集積の加速化を図るため、地域の担い手を支援することで、農地利用の効率化と高度化を推進します。
- ⑤ 農地の利用状況や保有状況の管理を行うとともに相談体制の強化を図ります。また、関係機関との連携により、農地流動化の手続の迅速化を図り、農地の集積・集約化を推進します。

## 22-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 29

施策の主な取組	農地流動化に向けた地権者・耕作者マッチングを促進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	担い手への農地集積率					
指標の考え方	農業経営の効率化を進めるため、地域計画区域内の農地における担い手への集積率を指標とし、年度ごとの向上状況を測定する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	77.6%	⇒	⇒	⇒	⇒	90.0%
関連する SDGs	2.飢餓をゼロに 8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 15.陸の豊かさを守ろう					

## 22-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 農地流動化に向けた地権者・耕作者マッチングを促進する取組
② 手続の迅速化による農地流動化を促進する取組(農地中間管理事業)

## 施策23 農村機能及び生産基盤の維持

### 23-1 施策の目的

施策の目的	農地や水利施設等の生産基盤を適切に管理し、次世代への継承を図ります。
-------	------------------------------------

### 23-2 現状と課題

- ① 農村は、農業だけでなく、防災、環境保全、コミュニティ維持など、地域の持続可能性に貢献する多面的役割を果たしています。一方で、少子高齢化、人口減少社会にあって、農村の集落機能が低下しています。
- ② 農村集落の機能維持のため、各集落において共同活動が展開されていますが、高齢化や人口減少の影響から、作業負担が増加しています。共同活動の維持や軽労化が必要です。
- ③ 環境負荷低減の機運は、農業分野においても高まっています。農村機能の維持管理活動においても環境負荷低減を意識した取組が求められています。
- ④ 大崎地域における「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が世界農業遺産に認定されたことを機に、農業が育む文化、生物多様性、農村景観等を後世に継承していく取組が求められています。
- ⑤ 農業農村整備事業は、農業生産の効率化や農村地域の基盤整備に貢献する重要な取組です。一方で、遊休農地や耕作放棄地の増加が、整備の効果を限定的にしてしまうことから、地域計画と整合性を図りながら取組を行う必要があります。
- ⑥ 過去に整備された農業用施設は、長寿命化対策が必要な時期を迎えています。また、治水対策を踏まえた農村地域の保全のため、水田や農業用水利施設が持つ洪水対策機能への期待が一層高まっています。
- ⑦ 森林環境は、防災・減災、地球温暖化防止などの公益的な機能を有します。国内人工林の半数以上が既に主伐期を迎えており、森林資源の有効活用が求められています。

### 23-3 施策の展開

- ① 農業農村が持つ多面的機能の発揮を促進するため、地域における共同活動を支援するとともに、先端技術や環境負荷低減につながる機器等の導入による作業の自動化・効率化を支援します。
- ② 世界農業遺産認定の柱である「巧みな水管理システム」や農業生産と生物多様性の共生など、持続可能な農業システムを官民が一体となり、後世に継承していきます。また、地域内産出物のブランド認証取得を推進し、付加価値向上を図ります。
- ③ 担い手への農地集積、農業生産の効率化を促進するため、地域計画と連動した農村機能及び生産基盤の維持向上を図ります。

- ④ 農業生産活動や地域の排水機能を安定的に維持するため、関係機関と連携し優先度を考慮しながら、農業用施設の効率的かつ効果的な維持管理を行います。また、水田が持つ雨水貯水能力を活用した「田んぼダム」に取り組み、農村機能の維持向上を図ります。
- ⑤ 森林管理制度の取組により森林の適切な管理を推進します。また、林業の活性化と森林の経済的価値の向上が適切な森林管理につながることから、国産木材の有効活用を推進します。

#### 23-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 30

施策の主な取組	農業農村の多面的機能の発揮を促進する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	町内農地の保全活動の取組面積割合					
指標の考え方	農地や水利施設の適正管理と継承を図るため、町内農地の保全活動取組面積割合を指標とし、長期的な維持状況を確認する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	92.0%	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上
関連する SDGs	2.飢餓をゼロに 11.住み続けられるまちづくりを 15.陸の豊かさを守ろう 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### 23-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 農業農村の多面的機能の発揮を促進する取組(農地・水保全管理対策事業)
② 環境負荷低減と農村維持管理活動の両立を図る取組
③ 地域の農業遺産を保全・継承していく取組(大崎地域世界農業遺産推進事業)
④ 農村地域の生産基盤の保全管理・整備を支援する取組(県営ほ場整備事業、豊かなふる里保全整備事業 等)
⑤ 生産活動と住民の暮らしを守る農業用施設を維持管理する取組(団体営土地改良施設管理事業 等)
⑥ 森林管理制度にかかる取組(森林環境整備事業)

## 施策24 畜産経営の安定化

### 24-1 施策の目的

施策の目的	畜産経営の安定化及び持続化を図ります。
-------	---------------------

### 24-2 現状と課題

- ① 畜産農家については、高齢化や後継者不足により、令和3年度から令和6年度までに約25パーセントが減少しています。飼養頭数については、令和3年度から令和6年度までに約17パーセントが減少しています。畜産農家が減少する一方で、飼養頭数の減少率が少ない要因は、比較的小規模な畜産農家が廃業している傾向にあることが考えられます。畜産農家を維持するための取組が重要です。
- ② 令和3年度以降、物価上昇等に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等により、牛肉需要が減少し、子牛価格・枝肉価格が低迷しています。また、輸入への依存度が高い配合飼料の価格高騰が、畜産経営を圧迫している状況です。
- ③ 健康志向の高まりにより消費傾向に変化が生じています。従来の「霜降り肉」に加え、脂肪分が控えめでヘルシーな「赤身肉」を選ぶ人が増えており、多様なニーズに対応した、特色のある和牛産地を形成するため、優良繁殖牛の育種・改良による品質の向上が求められています。また、生産コストの高騰や子牛価格の変動に対応するため、畜産農家と関係団体の連携した取組が求められています。

### 24-3 施策の展開

- ① 宮城県産の子牛や仙台牛ブランドをいかした販売促進に向け、畜産農家と関係団体が連携した取組を推進するほか、消費者ニーズに応じた肉用牛の生産、品種改良等の取組を支援し、生産性向上と飼養牛の質の向上を図ります。
- ② JA新みやぎが主導する畜産クラスター（畜産農家をはじめとする地域の各種支援組織、関連産業等の関係者が連携・結集した地域ぐるみの推進体制）の取組を支援します。
- ③ 優良素牛の導入を推進するため、導入費用の負担軽減を支援します。
- ④ 飼料価格の変動による影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産及び耕畜連携の取組を推進します。
- ⑤ 高齢化や後継者不足による影響を低減させるため、畜産農家の事業継続や担い手確保に向けた取組を支援します。

## 24-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 31

施策の主な取組	畜産経営の安定化を支援する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数					
指標の考え方	畜産経営の安定化と持続化を目的に、一戸当たりの肉用牛飼養頭数を指標とし、関係団体との連携による維持状況を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:頭)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	18	17 以上	17 以上	17 以上	17 以上	17 以上
関連する SDGs	2.飢餓をゼロに 8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 15.陸の豊かさを守ろう					

## 24-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 畜産農家の連携促進を支援する取組(畜産組織育成事業)
② 畜産経営の安定化を支援する取組(繁殖・肥育牛導入支援事業)

## 政策7 商工業・観光物産等の振興

令和7年度の税制改正において、中小企業向け税制優遇制度（設備投資減税、法人税軽減など）が延長・強化されました。また、中小企業の受託取引適正化に向けた法整備が進められており、サプライチェーンにおける価格転嫁の仕組みを健全化し、中小・下請事業者の資金繰り改善と取引の公平化を図る取組が促進されるなど、中小企業等の事業活動を支援する動きが進められています。一方で、地域の中小企業等では、人口減少や高齢化による労働力不足が多方面にわたり影響しており、人手と時間の制約による低生産性、ブランド力の不足等が課題となっており、中小企業等の持続可能な発展を促進する取組が必要となっています。

本町では、町内事業者が経営資源を最大限に活用できるよう遠田商工会をはじめとする関係機関と連携しながら、町内のあらゆる「しごと」を支援し、地域経済の活性化と持続可能な発展を目指していきます。また、商品開発や販路開拓を推進するとともに、町の地理、風土、物産等、美しい田園風景や豊かな地域資源をいかした施策に取り組みます。

### 施策25 商工業を振興するための対策

#### 25-1 施策の目的

施策の目的	地域の「しごと」を支援し、地域経済の活性化と持続可能な発展を目指します。
-------	--------------------------------------

#### 25-2 現状と課題

- ① 令和3年の経済センサスにおける本町の事業所数は、841事業所となっており、うち、2次産業が169事業所、3次産業が650事業所となっています。従業員数は、7,227人となっており、うち、2次産業が2,069人、3次産業が4,671人となっています。
- ② 制度資金は、商工業者の資金需要に対し大きな役割を果たしています。物価高騰等の影響により商工業者による町の制度資金の活用は、年々増加している状況にあることから安定した資金の融通が求められています。
- ③ 宮城県の有効求人倍率は、令和6年度平均で1.25倍となり、企業等における人材確保は依然として大きな課題となっています。雇用確保を更に促進するための支援の充実が求められています。
- ④ 立地企業が新たな設備を導入した場合等の事業拡大に対し、奨励金を交付するなどの支援を実施しています。既存の立地企業に対する支援を実施するとともに、新たな企業の立地を模索し、継続的な誘致活動を実施する必要があります。
- ⑤ 商工業者の経営改善や商店街の活性化に取り組む遠田商工会に対し、円滑な事業展開が図られるよう、支援を行っています。今後も、地元商工業者の身近な存在である遠田商

工会の運営を支援するとともに、連携体制を一層強化していく必要があります。

- ⑥ 美里町起業サポートセンター「Kiribi」の運営により、年々、起業相談者や施設利用者が増加し、「起業」という言葉が浸透しつつあります。今後も、Kiribiの設置効果を最大限に発揮するため、起業相談会の開催やシェアオフィスの貸出しなど、利用者の確保対策を講じる必要があります。
- ⑦ これまでに参加した起業相談会の参加者の男女割合を見ると、約8割が女性であり、実際の起業者も女性が多い傾向にあります。継続して起業意欲を更に促進し、新たな「しごと」を創出するための取組を行うとともに、誰もが働きやすい環境づくりを行うことが求められています。
- ⑧ 商店街においては、廃業が相次いでおり、空き店舗等が増加し、街の活気が減退しています。商店街の「にぎわい」を取り戻す対策が必要です。
- ⑨ 高齢者の就業機会確保のため美里町シルバー人材センターの運営を支援しています。高年齢者雇用安定法の改正に伴い、多くの企業で退職年齢の引上げが行われていることから、今後、シルバー人材センターの会員数は減少していくことが見込まれます。会員数確保の取組とともに、高齢者の就労機会の創出が求められています。

### 25-3 施策の展開

- ① 中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展が図られるよう、経営基盤の強化に向けた支援を推進します。安定した資金融通の確保のため、関係機関との連携強化を図るとともに、商工業者等の資金需要に対応します。また、企業における人材確保の取組を支援するとともに、地方創生に結び付く地方回帰に向けた就労環境の整備に取り組みます。
- ② 新たな設備投資など、事業拡大や生産性の向上を図る企業のニーズに応えるとともに、税の特例措置など国・県等の支援制度を取り入れながら立地企業の支援に努めます。
- ③ 遠田商工会の事業が効率的かつ効果的に実施されるよう団体運営を支援し、連携体制の強化により商工業者の支援に努めます。また、地域の経済循環を促進する仕組みづくりを支援し、地域経済の活性化を図ります。
- ④ 起業者の創出に向けた機運を醸成するとともに、起業相談会の開催やKiribiの利用促進に取り組み、起業・創業者の更なる創出を図ります。また、起業者と商店街を結び、空き店舗などを活用した新規出店や事業創出、事業承継の取組を支援します。
- ⑤ 美里町シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労機会を創出します。会員数確保の取組とサービスの充実に向けた取組を支援します。

## 25-4 施策の指標

### ミサトミライ指標 3 2

施策の主な取組	企業誘致・事業拡大を支援する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	製造品出荷額等(経済構造実態調査による数値)					
指標の考え方	地域経済活性化のため、企業誘致や事業拡大の成果を製造品出荷額等で測定し、令和12年度までの維持を目指す。(参考:令和6年度経済構造実態調査公表値)					
目標値 (単位:億円)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	448	400 以上	400 以上	400 以上	400 以上	400 以上
関連する SDGs	8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 12.つくる責任つかう責任					

### ミサトミライ指標 3 3

施策の主な取組	商店等における空き店舗の再生・活性化を支援する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	空き店舗を活用した開業・開店件数					
指標の考え方	商店街のにぎわい創出を目的に、空き店舗活用による新規開業・開店件数を指標とし、令和12年度までの増加を評価する。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:件)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	0	⇒	⇒	⇒	⇒	3
関連する SDGs	8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤を					

## 25-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 中小企業・小規模企業の持続的発展を支援する取組(中小企業振興事業)
② 企業誘致・事業拡大を支援する取組(企業立地促進事業)
③ 商工業の活性化を支援する取組(商工振興事業)
④ 商店等における空き店舗の再生・活性化を支援する取組(空き店舗活用促進事業、“アケル”プロジェクト)
⑤ 起業及び第2創業を支援する取組(起業促進事業)

⑥ 高齢者の就労機会を創出する取組（シルバー人材センター支援事業）

## 施策26 物産・観光を振興するための対策

### 26-1 施策の目的

施策の目的	物産販売や観光客誘致をとおして町のにぎわいをつくります。
-------	------------------------------

### 26-2 現状と課題

- ① 宮城県の観光入込客数は、インバウンド誘致等の取組が進められたことで、コロナ拡大前を超える過去最高の水準となっていますが、本町を含む大崎地方は、広域的観光ルートから外れた立地環境にあり、観光地として恵まれた環境にはないため、宮城県や近隣市町と連携した取組が求められています。
- ② 本町の観光と物産を広く周知するため、事業者や関係機関が連携して町内外の物産観光イベント等に参加し、町の物産観光PR活動に取り組んできました。町内外におけるイベントへの参加等により、交流人口の増加に向けた多くの機会を設けることが必要です。
- ③ 東北地方で初めて認定された世界農業遺産をいかし、農業と農村環境が育む文化、生物多様性、景観等、保全活動を通じて創出される付加価値を地域経済へ波及させる取組が求められます。農産物の付加価値の創出は、農商工連携及び6次産業化を推進し、商品開発等の支援により一定の成果をあげてきました。新たな商品について、認知度向上や販路拡大につなげていく必要があります。
- ④ 住民、事業者等によって組織された実行委員会が主体となり、地域の伝統や特色をいかした催事が毎年開催されています。また、企画提案による新たな催事が企画・開催され、事業活動の推進につながっています。一方で、以前から開催されている催事については、関係者の高齢化等による催事の継続が懸念され、新たな人材の掘り起こし、担い手の確保が求められています。
- ⑤ 観光関連施設の入込客数は、コロナ禍の影響を脱し増加傾向にありますが、今後、人口減少の影響による収益の低下、持続的な運営体制の確保、施設の老朽化対策等の課題があります。
- ⑥ 長引く物価高騰や後継者不足の影響により、小牛田駅周辺の商店街の空洞化が進んでいます。商店街に人を呼び込む取組が求められています。

### 26-3 施策の展開

- ① 美里町物産観光協会や主体的にイベント等を開催している団体と連携し、美里町の持つ風土、文化、歴史等、地域資源をいかした観光コンテンツの提供に取り組みます。
- ② 町の地域資源を磨き上げ、町に訪れていただける観光資源へつなげるとともに、近隣自治体や世界農業遺産を構成する大崎地域内など、広域的な視点による観光コンテンツの創

出とプロモーションに取り組みます。

- ③ 農商工連携及び6次産業化を推進し、町内事業者の経済活動の活性化につながる高附加值商品の創出及び販路拡大に取り組みます。世界農業遺産に関する事業やふるさと納税と連動した取組を行うことで、町の認知度向上を図ります。
- ④ 地域の伝統的な催事に対する継続的な支援に加え、住民・事業者等が主体となった企画提案型による新たな催事についても支援し、地域活性を促すとともに、地域内の新たな人材の創出などの活性化策を講じます。
- ⑤ 美里町農産物直売所(花野果市場)においては、販売・サービス等、時代の潮流に即した利用者サービスを拡大とともに、出店者の出荷支援の充実を図ります。また、新たな客層の開拓を行うため、学生、若手農業者、商工業者、福祉関係者等と連携した取組を行うことで、農産物直売所の持続的な運営の構築を支援します。さらに、出店者の支援、利用者サービスの拡大、新たな客層の開拓につながる施設の機能強化を行います。(再掲)
- ⑥ 美里町交流の森・交流館(でんえん土田畠村)について、民間事業者のノウハウを最大限にいかし、トレンドを捉えた来訪者に対するサービスを提供することで集客力の強化を図ります。
- ⑦ 地域資源である鉄道の魅力をいかし、観光や交流の拠点を創出するとともに、鉄道にちなんだ様々なイベントや情報の発信を展開することにより、「鉄道の町 美里町」の認知度の向上と入込み客の増加を図ります。
- ⑧ 町の魅力を発信するとともに、「美里町」の認知度向上のため、SNSを活用した情報発信を強化していきます。

#### 26-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 34

施策の主な取組	美里町を広くPRする観光資源を創出する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	観光入込客数					
指標の考え方	観光誘客による地域活性化を目的に、観光交流人口を年間延べ人数で測定する。主要イベントや観光資源の魅力向上施策の効果を把握し、増加状況を評価する。(参考:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:万人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	40	40	40	40	40	40
関連する SDGs	8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 12.つくる責任つかう責任					

### ミサトミライ指標 35

施策の主な取組	経済活動活性化につながる高付加価値商品を創出する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	ふるさと応援寄附金に係る返礼品創出数					
指標の考え方	町内産品や物産品の販売促進による賑わい創出を目的として、ふるさと応援寄附金制度を活用し、物産品等の認知度向上と町内事業者の販路拡大を進める。その成果を測定するため、返礼品の創出数を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:商品)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	24	⇒	⇒	⇒	⇒	30 以上
関連する SDGs	8.働きがいも経済成長も 9.産業と技術革新の基盤をつくろう 12.つくる責任つかう責任					

#### 26-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 美里町を広くPRする観光資源を創出する取組(観光物産振興事業)
② 経済活動活性化につながる高付加価値商品を創出する取組(付加価値創出支援事業)
③ 住民・事業者等の自発的な活動による催事開催を支援する取組(産業振興催事支援事業)
④ 観光資源の創出・磨き上げにより地域活性化を図る取組

## 第5章 心わきたつ生活環境

### 政策8 生活安全の確保

大規模地震、激甚化、頻発化する気象災害に備えるため、防災・減災の取組の重要性が増しています。東日本大震災では、住民一人一人の防災意識や、それに基づく「自助」「共助」の取組が、地域の防災力を高める上で不可欠な要素であることが再確認されました。災害への日頃の備え、住民の適切な避難行動、そのために必要な防災情報の提供を行い、かけがえのない命を災害から守る取組を推進します。

安全・安心で住みやすいまちづくりのためには、地域ぐるみで交通安全・防犯に取り組む必要があります。少子高齢化が進展する中で、高齢者の交通事故被害、若者や高齢者をターゲットとした犯罪被害が増加傾向にあります。交通事故と犯罪の抑止・予防に向けた取組を推進します。

### 施策27 安全、安心な防災・消防体制を確立するための対策

#### 27-1 施策の目的

施策の目的	地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
-------	-------------------------------

#### 27-2 現状と課題

- ① 地域防災力の向上が求められています。迅速な応急対策活動ができるよう、町、自主防災組織、関係団体等の連携体制の強化を図るとともに、住民の防災・減災意識の向上に取り組む必要があります。また、令和6年12月に東北電力女川原子力発電所2号機が営業運転を再開しました。東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を機に、原子力災害に備えた住民の安全対策が求められています。
- ② 気候変動が要因と考えられる災害が激甚化、頻発化しており、水害に対する体制強化を図る必要があります。また、地域の消防・水防活動の中心となる消防団員の高齢化により団員数が減少しており、地域消防活動の継続に向けた対策が求められています。
- ③ 災害時における情報伝達手段の確保と充実を図る必要があります。町内全域に防災行政無線を設置していますが、聞こえにくい地域もあることから、設備の機能強化と多様な情報発信手段の検討が必要です。
- ④ 消防・防災関連の設備及び備蓄品等については、非常時に支障を来すことなく使用できることが求められています。
- ⑤ 大規模地震による住宅の倒壊、人的被害を未然に防止するには、住宅の耐震化を進める必要があります。

### 27-3 施策の展開

- ① 地域防災計画に基づき、防災関係団体と連携し、非常時にその役割を十分にいかせるよう、防災訓練、避難所設営訓練を実施します。また、地域の自主防災組織の活動を支援し、併せて地域の防災リーダーを育成することで、住民の防災意識の向上を促進します。原子力災害対策については、引き続き、原子力防災訓練等を行い、広く住民に対し啓発に努めます。
- ② 消防団と連携して水防訓練を実施し、知識・技術の習得を図るとともに、消防団員の確保を図りながら、地域消防活動のあり方について検討します。
- ③ 防災行政無線の設備更新を行い、聞こえにくい地域の改善を図ります。また、緊急速報メール、防災アプリ等の活用による多様な情報発信手段による周知を行い、災害情報を確実に住民へ伝達できるよう努めます。
- ④ 消防・防災関連の設備及び備蓄品等の定期的な点検を行い、適切な維持管理に努めます。また、住民にも備蓄品を保管するよう啓発し、民間事業者との連携を図ることで災害発生時に備えます。
- ⑤ 家屋等の安全性を確認することが重要であるため、耐震診断の実施について、広報紙、SNS及び回覧等を活用した普及・啓発に努めます。また、耐震診断・耐震改修・危険ブロック塀除去に伴う支援制度の周知に努めます。

### 27-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 36

施策の主な取組	防災施設の充実と災害時の情報発信を強化する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	災害情報等を発信する「みやぎ防災アプリ」の登録者数					
指標の考え方	非常に安心して対応できるよう、多様な手段で防災・災害情報を発信する。その一つの成果を測定するため、宮城県防災アプリの登録者数の年度ごとの増加を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	8,732	⇒	⇒	⇒	⇒	11,200
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 16.平和と公正をすべての人に 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

## 27-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 防災・減災体制づくりと防災意識の向上に向けた取組(防災力向上事業)
② 水害に備える取組(水防事業、消防団活動事業)
③ 防災施設の充実と災害時の情報発信を強化する取組(防災施設管理事業)
④ 住宅の安全性を確保する取組(住宅構造改革支援事業)

## 施策28 安全・安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

### 28-1 施策の目的

施策の目的	地域ぐるみの交通安全、防犯対策を推進します。
-------	------------------------

### 28-2 現状と課題

- ① 交通安全対策会議及び交通安全指導隊を設置するとともに、交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会連合会等と協力し、交通安全対策に取り組んでいます。本町では、令和7年9月に死亡事故ゼロ2年間を達成しましたが、全国的には、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあることから、事故を未然に防ぐ取組が求められています。また、交通安全指導隊員の高齢化により隊員数が減少しており、交通安全活動の継続に向けた対策が求められています。
- ② 防犯実働隊を設置し、防犯協会、PTA、老人クラブ等の関係団体と地域住民が連携した、住民の主体的な活動が展開されています。一方で、防犯実働隊員の高齢化により隊員数が減少しており、防犯活動の継続に向けた対策が求められています。
- ③ 町内でも高齢者等を狙った特殊詐欺の予兆電話が確認されています。消費者の被害を防止するために、発生状況や手口についての情報共有や注意喚起が求められています。

### 28-3 施策の展開

- ① 交通安全関係団体と連携し、交通事故の撲滅を目指します。高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、SNS等を活用した情報発信の強化を図り、住民の交通安全意識の啓発に努めます。また、交通安全指導隊員の確保を図りながら、交通安全活動のあり方について検討します。
- ② 防犯関係団体と連携し、防犯パトロールや登下校時の児童・生徒の見守り等の地域安全運動等を実施するほか、防犯灯の適切な維持管理に努めます。また、防犯実働隊員の確保を図りながら、防犯活動のあり方について検討します。

- ③ 住民が特殊詐欺等の被害にあわないようにするため、国や県の消費生活相談窓口と連携を図り、特殊詐欺等の発生状況の情報発信を行うほか、その手口について学ぶ消費生活出前講座を開催することで特殊詐欺等に対する防犯意識の向上を図ります。

#### 28-4 施策の指標

ミサトミライ指標 37

施策の主な取組	交通安全意識の啓発と事故を防止する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	交通死亡事故の発生件数					
指標の考え方	交通死亡事故の防止を目的に、交通安全関係団体の活動支援と啓発活動を行う。その成果を測定するため、各年度の交通死亡事故ゼロを指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:件)	参考・基準 0	R8 0	R9 0	R10 0	R11 0	R12 0
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 16.平和と公正をすべての人に 17.パートナーシップで目標を達成しよう					

#### 28-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 交通安全意識の啓発と事故を防止する取組(交通安全推進啓発事業、交通安全指導隊設置事業)
② 防犯による地域の安全を推進する取組(防犯推進啓発事業、防犯実動隊設置事業、防犯灯管理事業)
③ 消費者知識の向上と消費者被害を防止する取組(消費者行政推進事業)

## 政策9 生活環境の保全

住民生活や社会経済活動の基盤となる生活環境インフラを取り巻く状況は、産業構造や技術の変化、災害への備えなど、多くの課題を抱えています。

特に、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進行しており、更新・補修費の更なる増加が懸念されています。また、人口減少による生活環境インフラの利用頻度の低下は、インフラ整備の費用対効果の悪化を招き、今後、財政運営の大きな負担になることが想定されます。必要となる生活環境インフラを的確に把握し、整備・維持管理を計画的に進めます。

本町では、住民が主体となり地域の清掃活動やごみの発生量抑制等の生活環境美化に向けた取組が推進されてきました。今後、地域の暮らしに持続可能であるためには更なる取組の強化が必要であり、美しい「ふるさと」の景観を守ることの大切さや、大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる持続可能なライフスタイルのあり方を示し、生活環境の美化に向けた取組を推進します。

## 施策29 安全・安心な生活環境基盤の整備

### 29-1 施策の目的

施策の目的	道路・排水路等を適切に管理し、住みよい環境づくりに取り組みます。
-------	----------------------------------

### 29-2 現状と課題

- ① 道路・排水路の維持管理に努めていますが、修繕等の要望が増加しています。安心で快適な生活ができるよう、要望に対して適切な対応を講じる必要があります。
- ② 社会環境の変化や地域の実情に合わせた交通環境の整備が求められています。
- ③ 橋りょうの維持管理に努めていますが、老朽化が進んでいます。損傷・劣化が小さいうちにから対策を実施する予防保全を行うことや、計画的な点検・調査を行うことが必要になっています。
- ④ 公園施設の老朽化が進行しています。定期的に公園遊具の点検を実施し、更新・撤去を行う等、適切な公園管理が必要です。
- ⑤ 快適な住環境の整備は、人口減少対策の最も効果的な対策の一つです。町営住宅については経年劣化による損傷が進んでいます。入居者が安心して暮らすために、適切な維持管理を行うとともに、若者や子育て世代等を対象とした住宅施策の推進が求められています。

### 29-3 施策の展開

- ① 要望があった箇所の状況を把握し、道路・排水路の適切な維持管理に努めます。
- ② 道路の改良等については、周辺交通環境を考慮し、安全・安心な道路整備を行います。
- ③ 定期的な橋りょうの点検を実施し、地域の実情を把握しながら、優先順位を考慮した橋りょうの維持管理に努めます。
- ④ 公園の適切な維持管理を図ります。また、公園の利用状況を把握し、地域の要望を踏まえて、公園遊具の更新・撤去を行います。
- ⑤ 町営住宅の適切な維持管理に努めます。経年劣化が進む中、入居者が安心して暮らせる環境を確保するとともに、将来的な需要や財政状況を踏まえた見直しを行い、建て替えや用途廃止に加え、人口減少対策の一端を担う施策でもあることから、若者や子育て世代への住宅供給、公民連携による利活用など、多様な視点による住宅施策を検討・推進します。

### 29-4 施策の指標

ミサトミライ指標 38

施策の主な取組	計画的な橋りょうの維持管理に向けた取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	橋りょうの定期点検率(計画期間内の実施割合)					
指標の考え方	橋りょうの長寿命化を図るため、老朽箇所を早期に把握し、適切な維持管理につなげる。その進捗を測る指標として、計画期間内の定期点検率を用いる。(参考・基準:令和7年度未見込値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	100.0%	20.8% (20.8%)	16.4% (37.2%)	13.5% (50.7%)	24.8% (75.5%)	24.5% (100.0%)
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを 12.つくる責任つかう責任					

### 29-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名	
①	道路・排水路の維持管理に向けた取組(道路橋りょう維持管理事業、用悪水路管理事業)
②	道路環境の整備に向けた取組(道路新設改良事業)
③	計画的な橋りょうの維持管理に向けた取組(道路橋りょう維持管理事業)
④	公園を管理する取組(公園施設管理事業)

⑤ 町営住宅を管理する取組(町営住宅施設管理事業、町営住宅整備事業)

## 施策30 生活環境や自然環境を保全するための対策

### 30-1 施策の目的

施策の目的	持続可能な循環型社会の形成に取り組み、清潔で美しいまちづくりを推進します。
-------	---------------------------------------

### 30-2 現状と課題

- ① 空き家・空き地が増加しています。適切な管理が行われていない空き家・空き地は、防災、衛生等の面で、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き家等所有者に対して助言、指導等を行うことが求められています。
- ② 廃棄物の発生を抑制するため、ごみの排出量を減量化する取組が必要です。
- ③ 環境美化・環境保全の推進役である地区衛生組合により、ごみの分別、リサイクルの推進、不法投棄の監視等が積極的に行われています。

### 30-3 施策の展開

- ① 空き家等の管理責任について理解を深めてもらうとともに、適切な管理や活用を促進します。また、空き家の管理について相談できる体制を整備し、管理不全な状態の空き家等の増加を抑制します。
- ② ごみの排出量を減量化するため、ごみの分別と「3R運動」「3切り運動」の啓発に努めます。また、広報紙、町のホームページ、SNS等を活用した情報発信力の強化を図ります。
- ③ 地区衛生組合を支援するとともに、町内の環境美化に資する住民活動や啓発活動、資源ごみのリサイクルを推進します。

### 30-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 39

施策の主な取組	ごみの減量化を推進する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	リサイクル率					
指標の考え方	循環型社会を形成するため、3Rを推進し資源の有効活用を図る必要があることから、各年度のリサイクル率を指標とする。(参考・基準:令和5年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	11.1%	11.8%	12.0%	12.2%	12.4%	12.6%
関連するSDGs	12.つくる責任つかう責任					

### 30-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 空き家・空き地の発生を抑制する取組（空き家等対策事業）
② ごみの減量化を推進する取組（塵芥処理事業、公衆衛生組合支援事業）

## 施策31 水道水を安定して供給するための対策

### 31-1 施策の目的

施策の目的	日々の生活に欠かせない水道水を、安定的に供給できる体制を整えます。
-------	-----------------------------------

### 31-2 現状と課題

- ① 包括的業務委託を行うなど、水道事業経営戦略を基に事業運営の効率化に取り組んできましたが、今後も、人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化と更新投資の増加が見込まれるため、更なる経営努力が求められています。
- ② 水道管路の老朽管更新に取り組んできました。未更新の石綿セメント管を含めた老朽管があることから、老朽管更新に取り組む必要があります。また、老朽管による漏水が増加しており、維持管理費についても増加傾向にあります。
- ③ 地震災害の発生に備え、管路の耐震化、非常用電源の整備を進めてきました。災害時においても、水道水を供給できる取組が求められています。

### 31-3 施策の展開

- ① 水道事業経営戦略の見直しを行い、中・長期を見据えた持続可能な事業運営に向けて、広域化や事務の共同化による事務事業の効率化、経営の健全化を推進します。
- ② 管路更新計画に基づき、老朽管更新による耐震化を図るとともに漏水を防止します。また、継続的な漏水調査による漏水修理を行うことで、維持管理費を抑制し、効率的な経営に努めます。
- ③ 災害時対応マニュアルを包括的業務委託の事業者と検証し、非常時に備えます。

### 31-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 40

施策の主な取組	有収率向上に向けた取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	有収率					
指標の考え方	安定した経営を行うため、漏水を減らし有収率の維持向上を図る必要があることから、各年度の有収率を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	86.3%	85% 以上	85% 以上	85% 以上	85% 以上	85% 以上
関連する SDGs	6.安全な水とトイレを世界中に 11.住み続けられるまちづくりを					

### 31-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 持続可能な水道事業を推進する取組
② 有収率向上に向けた取組

### 施策32 下水道を普及推進するための対策

#### 32-1 施策の目的

施策の目的	地域特性等に応じた下水道施設の整備を推進し、生活環境の改善を図ります。
-------	-------------------------------------

#### 32-2 現状と課題

- ① 下水道施設は、集合処理の公共下水道施設(流域関連)、農業集落排水処理施設、地域下水処理場のほか、個別処理の合併処理浄化槽(個人設置型)の整備区域がありますが、公共下水道施設の整備が完了していません。
- ② トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を推進し、水環境への負荷を軽減させる必要があります。
- ③ 下水道施設の最も早い供用開始年度は平成6年度であり、供用開始から30年以上が経過しています。機械設備等が耐用年数を迎える、更新需要が高まっていることから、強じん化対策や事故防止対策に取り組みながら、持続可能な施設規模の検討を行う必要があります。

す。

### 32-3 施策の展開

- ① 町全体の早期の水洗化を推進するため、令和6年度に施設整備が遅れていた集合処理の整備区域を縮小し、個別処理の合併処理浄化槽の整備区域を拡大しました。公共下水道施設の未整備区域については、早期の整備完了を目指します。
- ② 集合処理と個別処理の両方の区域において、くみ取り便所や単独処理浄化槽から下水道施設への転換を促進し、早期の水洗化を推進します。
- ③ 人口減少や下水道施設の老朽化の状況を踏まえ、適切な維持管理を行い、重大事故の防止、下水道施設の長寿命化に努めます。また、集合処理の下水道施設のダウンサイ징や統合等を見据えた、計画的な施設・設備の更新を行います。

### 32-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 41

施策の主な取組	下水道整備を推進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	汚水処理人口普及率					
指標の考え方	下水道施設の早期整備を目的に、その成果を測定するため、汚水処理人口普及率を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	90.9%	⇒	⇒	⇒	⇒	96.1%
関連する SDGs	6.安全な水とトイレを世界中に 11.住み続けられるまちづくりを					

### 32-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 下水道整備を推進する取組
② 下水道を普及する取組
③ 下水道施設の適切な維持管理の取組

# 第6章 心わきたつ未来を支える

## 政策10 持続可能な行財政運営

地方自治体は、急速な人口減少と少子高齢化、そして、地方分権の進展という大きな社会的変化の中で、持続可能な行財政運営を強く求められています。特に地方においては、税収の基盤となる生産年齢人口が減少し、限られた財源で多様化する住民ニーズに対応しなければならないという厳しい現実に直面しています。

こうした背景のもと地方自治体は、中長期的な視点に立った計画的かつ健全な行財政運営を行うことが不可欠となっています。

行政運営においては、働き方が多様化し、雇用の流動化が進展する中、行政を担う人材を安定的に確保していくことが困難になりつつあります。本町では、「美里町第4次定員適正化計画」を策定し、行政サービスの維持に必要な人材の確保に努めてきました。

行政需要の更なる多様化が求められる中、限られた人材で行政サービスを提供していくため、組織運営の最適化、デジタル化やDX（デジタル・トランスフォーメーション）などを推進し、人的資源を有効に活用するための取組を進め、持続可能な行政運営を実現していきます。

財政運営においては、「第4次美里町財政健全化計画」を策定し、財政の健全性確保に取り組んできました。特に、新中学校建設などの大型事業を見据えた財政シミュレーションを実施し、地方債の発行や償還計画などを慎重に検討してきました。その結果、実質公債費比率や将来負担比率といった主要な財政健全化指標も法定基準を下回る水準で推移しています。

しかし、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策など、今後の財政的課題は依然として大きなものがあります。本町は、将来を見据えた的確な財政見通しに基づき、自主財源の安定的確保と歳出の適正化に取り組み、健全で持続可能な財政運営を推進していきます。

## 施策33 行政運営の効率化とDXの推進

### 33-1 施策の目的

施策の目的	限られた行政資源の効率的かつ効果的な活用を図ります。
-------	----------------------------

### 33-2 現状と課題

- ① 「美里町第4次定員適正化計画」を策定し、定員適正化に取り組んできました。公務員制度改革により、公務員の定年が段階的に延長されていますが、早期退職者の増加、公務員志望者の減少により、行政運営を担うマンパワーが不足していくことが懸念されます。

- ② 「第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画」に基づき、法令等の基礎知識の習得や実務能力向上のための研修を実施してきました。効率的な行政運営を推進するためには、職員一人一人の更なるスキルアップが必要です。
- ③ 限られた財源、職員数の中で行政サービスを維持していくためには、業務の効率化に向けた実施体制の検討を行う必要があります。業務のアウトソーシング、指定管理者制度の活用等を検討し、最適な業務の実施体制を構築していく必要があります。
- ④ 多様化する住民ニーズに対応するため、DXの推進による利便性向上が求められています。また、職員の確保が困難になる中で、DXの推進による業務効率化と省力化が求められています。
- ⑤ 広報紙や町ホームページを通じた基本的な情報発信に加え、今後はSNS等を活用したプロモーション戦略を強化し、町の魅力や暮らしの情報をより多くの人に届けるとともに、必要な情報を必要な人へ“届くかたち”で発信する戦略的な広報の展開が重要です。

### 33-3 施策の展開

- ① 持続的な行政運営のためにはマンパワーが必要であることから、正規職員の安定的な確保に取り組みます。また、正規職員、定年前再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員の業務、役割の明確化を図り、行政における多様な人材の効果的かつ効率的な活用に努めます。
- ② 職場内研修(On the Job Training)及び職場外研修(Off the Job Training)を充実させ、職員のスキル向上に努めます。また、研修で習得したスキルの定着化に向けたフォローアップを行います。
- ③ これまで実施してきた業務のアウトソーシングの効果を検証するとともに、公の施設の特性を踏まえた指定管理者制度の運用方針の見直しを行うことで、サービス向上と経費削減を両立する業務体制の構築に取り組みます。
- ④ DXの目的と必要性を明確にし、費用対効果を踏まえた導入検証を行いながら、現状課題に即したDXを推進します。住民の利便性向上のため、行政手続のオンライン化、マイナンバーを活用したサービスの充実、高齢者がスマートフォン等デジタル機器に慣れ親しむ取組を推進します。また、行政運営の効率化のため、DXに対する意識醸成を図りながら、定型業務の自動化、AI等のデジタル技術の積極的活用に取り組みます。
- ⑤ 情報の性質や対象層、各メディアの特性に応じて、最適な広報ツールを選択し、発信力の最大化を図っていきます。行政情報の発信の窓口である町ホームページを更に充実させるとともに、SNS等を活用した“攻めの発信”を推進し、“知りたい”をかなえ、知るたびに美里を好きになってもらえるよう、町の魅力や取組がより多くの人に届き、動きを生み出すプロモーション力の向上を目指します。そのための勉強会や実践を通じ、全庁的な体制づくりを進めていきます。

### 33-4 施策の指標

#### ミサトミライ指標 4 2

施策の主な取組	情報発信力強化とDXの推進に係る取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	オンライン申請件数					
指標の考え方	住民の利便性向上を目的に、オンライン申請手続の利用拡大を進める。その成果を測定するため、各年度のオンライン申請件数の増加を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:件)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	2,985	⇒	⇒	⇒	⇒	5,000
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを					

#### ミサトミライ指標 4 3

施策の主な取組	情報発信力強化とDXの推進に係る取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	SNS累計登録者数					
指標の考え方	町の魅力や取組を広く発信するため、全庁的なSNS活用体制を整備し、継続的な情報発信を行う。その成果を測る指標として、各種SNSの累計登録者数の増加を用いる。(参考・基準:令和7年7月時点実績値)					
目標値 (単位:人)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	5,665	⇒	⇒	⇒	⇒	7,500
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを					

### 33-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 行政運営の効率化を推進する取組
② 情報発信力強化とDXの推進に係る取組

### 施策34 公共施設を総合的・計画的に管理するための対策

#### 34-1 施策の目的

施策の目的	公共施設を総合的かつ計画的にマネジメントし、財政負担の軽減を図ります。
-------	-------------------------------------

### 34-2 現状と課題

- ① 本町では、役場本庁舎を含む周辺公共施設の老朽化が進行しています。今後の人ロ減少を見据え、公共施設全体を包括した総合的かつ計画的なマネジメントを行っていく必要があります。
- ② 遊休化が進む町有地や施設は、地域の貴重な資源でもあります。創意工夫をいかしながら、有効活用に向けた検討を進め、町の魅力や活力につながる再生を図っていく必要があります。また、老朽化が進む施設については、利用状況を踏まえた今後のあり方について、検討を行う必要があります。
- ③ 個別施設計画の策定が行われていない施設があることから、今後の施設のあり方を踏まえ、策定の必要性を含め早急に検討を行う必要があります。

### 34-3 施策の展開

- ① 公共施設等総合管理計画で定めた公共施設の延べ床面積「2割削減」の目標達成に向け、施設の統廃合を進めます。
- ② 閉校となった町内3つの中学校跡地やその他の遊休地について、民間事業者と連携した活用検討を行い、地域の魅力創出と活性化につながる活用を行います。また、老朽化が進む高齢者福祉施設等について、今後のあり方の検討を行います。
- ③ 個別施設計画の策定を推進するとともに、適正な修繕、更新費用等の把握を行い、財政負担の軽減を図ります。

### 34-4 施策の指標

ミサトミライ指標 44

施策の主な取組	公共施設の計画的マネジメントを推進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	延べ床面積					
指標の考え方	公共施設の老朽化や人口減少に対応し、総合的かつ計画的な管理を進めるため、2016年度から2045年度までに延べ床面積を20パーセント削減することを目標とする。その進捗を測る指標として、公共施設の延べ床面積の削減率を用いる。(参考・基準:2015年度の延べ床面積)					
目標値 (単位:m <sup>2</sup> )	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	143,000	⇒	⇒	⇒	⇒	124,000
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを					

### 34-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 公共施設の計画的マネジメントを推進する取組(公共施設等マネジメント推進事業)
② 中学校跡地等の利活用を推進する取組

## 施策35 財政を健全化するための対策

### 35-1 施策の目的

施策の目的	自主財源の確保を図り、安定した財政運営を推進します。
-------	----------------------------

### 35-2 現状と課題

- ① 「第4次美里町財政健全化計画」に基づき、地方債発行の抑制を図り元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化に努めてきましたが、大規模事業を実施した影響もあり地方債残高は増加しています。また、美里中学校の建設に要した起債償還、PFI契約の支払、物価高騰や金利上昇など、今後、より厳しい財政状況が見込まれることから、引き続き、自主財源の確保と歳出の抑制が必要となっています。
- ② 日本銀行は、令和7年1月に政策金利を0.25パーセントから0.5パーセントへ引き上げました。今後も、経済・物価情勢の改善の状況に応じて政策金利を引上げ、金融緩和の度合いを調整していく方針を示しています。金利上昇に伴い、地方自治体は財政運営の安定性を確保するため、新たな財源確保策や債券運用方法の見直しを求められています。
- ③ 本町のふるさと応援寄附金(ふるさと納税)は県内でも低い水準にあり、競争の激化や住民の他自治体への寄附傾向が課題となっています。返礼品の厳格化が進む中、本町が選ばれるためには認知度向上と魅力ある返礼品の開発が必要です。また、企業が地方自治体の地方創生の取組を支援する地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の獲得に向け、魅力ある事業の創出が求められています。
- ④ 納税環境の整備や納付の呼びかけを継続的に行ってきましたが、現年度分の町税収納率は99.0パーセントに達しています。残り1パーセントの未収金については、税負担の公平性を確保するため、法令等に基づき、滞納処分の停止を含めた滞納整理を行っていく必要がありますが、限られた人材で効果的に進めるため、徴収体制の見直しが必要となっています。

### 35-3 施策の展開

- ① 健全な財政運営を推進するため、将来を見据えた的確な財政見通しに基づき、町税をはじめとする自主財源の安定的確保と歳出の適正化に取り組みます。あせて、将来世代へ

の負担を考慮し、持続可能な行財政運営を進めます。

- ② 金利上昇局面における地方債の利払い負担を軽減するため、長期借入による償還額の平準化を行い、金利変動リスクの軽減を図ります。また、基金等の債券運用による利子収入の確保を図ります。
- ③ ふるさと納税による寄附額の増額に向け、返礼品となる特産品の魅力向上やSNSを活用したプロモーションの強化を地元事業者と連携し実施していきます。また、ふるさと納税を新たな販路として活用し、地域経済の活性化につなげます。さらに、企業版ふるさと納税の獲得に向け、企業からの共感を生むための魅力ある事業を創出し、町の積極的なPRに努めます。
- ④ 現年度分の町税収納率を維持するため、徴収体制の見直しを図ります。

#### 35-4 施策の指標

##### ミサトミライ指標 45

施策の主な取組	健全な財政運営を推進する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	実質公債費比率					
指標の考え方	財政運営の健全性を維持するため、地方債の発行や償還を適切に管理する。その成果を測定するため、令和8年度から令和12年度までの実質公債費比率の抑制を指標とする。(参考・基準:地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準25%)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	25% 以下	12% 以下	12% 以下	12% 以下	12% 以下	12% 以下
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを					

### ミサトミライ指標 4 6

施策の主な取組	健全な財政運営を推進する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	将来負担比率					
指標の考え方	将来世代の過度な財政負担を抑えるため、地方債残高、公営企業への繰出し、広域行政への負担などを適切に管理する。その成果を測定するため、令和12年度までの将来負担比率の抑制を指標とする。(参考・基準:地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準350%)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	350% 以下	120% 以下	120% 以下	120% 以下	120% 以下	120% 以下
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを					

### ミサトミライ指標 4 7

施策の主な取組	ふるさと応援寄附金事業を推進する取組					
指標類型	大好きを育てる目標					
指標名	ふるさと納税寄附金額					
指標の考え方	新たな財源確保を図るため、町の特産品の魅力向上や共感を生む事業展開により町の認知度を高める。その成果を測る指標として、令和12年度までのふるさと応援寄附金の寄附額増加を用いる。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:万円)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	2,072	⇒	⇒	⇒	⇒	6,000
関連する SDGs	8.働きがいも経済成長も 11.住み続けられるまちづくりを					

### ミサトミライ指標 4 8

施策の主な取組	町税収納率を維持する取組					
指標類型	大好きを続ける目標					
指標名	現年度分の町税収納率					
指標の考え方	財政運営の健全性を保つため、自主財源である町税の安定確保が不可欠であることから、各年度の現年度分の町税収納率の維持を指標とする。(参考・基準:令和6年度実績値)					
目標値 (単位:%)	参考・基準	R8	R9	R10	R11	R12
	99.0% 以上	98% 以上	98% 以上	98% 以上	98% 以上	98% 以上
関連する SDGs	11.住み続けられるまちづくりを					

### 35-5 施策の主な取組(関連する事務事業)

取組名
① 健全な財政運営を推進する取組(財政健全化計画推進事業)
② ふるさと応援寄附金事業を推進する取組(ふるさと応援寄附金事業)
③ 町税収納率を維持する取組(町税収納向上対策事業)

